旭川市強靱化計画(改定案)

令和7年 月

旭川市

目 次

第	7		はじ																															
	1	計	ち画け	定	の趙	旨	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•		•	•	•	•	•	•			•	•	•	•		•	1
	2	: 言·	画の	位	置化	tt	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
	3		域防																															
	4	· Ē	画の	推:	進其	間	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2
第	2		基本																															
	1	旭	训市	īの	概涉	₹ •			•		•	•		•	•			•	•	•		•	•						•	•				3
	2	差	川市	標		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3
第	3	章	脆弱	'																														
	1		弱性																															
	2		定す																															
	3		スク																															
	4	. IJ	スク	シ	ナリ	ノオ	· 🗖	避	に	向	け	た	現	.状	の	分	析	•	評	価	(朋	危弱	弱性	主語	平亿	西)	•	•	•	•	•	•	•	7
第			強靭 5策フ																															
	1																																	
	2		策フ																															
	3		策フ																															
	4	· 始	文靱化	: の	ため	ാത	施	策	ブ		ク	ラ	ム	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	12
第	5	章	計画	<u>ī</u> の;	進行	亍僧	理	ļ .					•	•				•																28
		表 1	_		Л Т																													
]表 2	_		進事																											•		
•	밁	表 3	.]	指:	煙-	- 瞖																												51

第1章 はじめに

1 計画改定の趣旨

国では、平成23年3月に発生した東日本大震災の教訓を活かすとともに、今後想定される南海トラフ地震や首都直下地震等の大規模自然災害の発生に備えて、必要な事前防災及び減災その他迅速な復旧復興に資する施策を総合的かつ計画的に実施するため、平成25年12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靭化基本法(以下「基本法」といいます。)」を制定しました。平成26年6月には、基本法に基づき、国土強靭化に係る国の計画等の指針となる「国土強靭化基本計画」を策定(令和5年7月変更)し、強靭な国づくりを進めています。

また、平成27年3月には、北海道において、基本法第13条に基づく国土強靱化地域計画である「北海道強靱化計画」を策定(令和7年3月第3期計画策定)し、北海道の強靱化を進めています。

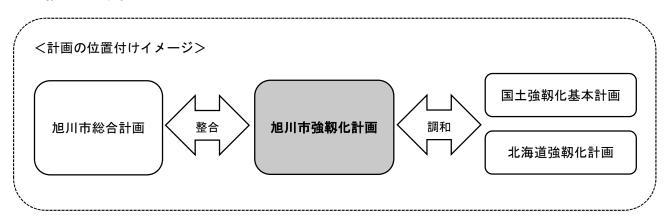
本市においても、平成28年度の連続台風や平成30年7月豪雨など国土強靱化に係る施策の重要性が高まっていることから、大規模自然災害に備えた強靱なまちづくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、令和2年7月に「旭川市強靱化計画(以下「本計画」といいます。)」を策定しました。

この度,令和6年度で計画期間を終えることから,社会情勢の変化や計画策定以降の 災害から得られた教訓,施策の進捗状況などを踏まえ,必要な見直しと充実を図ること を目的として,本計画の改定を行います。

2 計画の位置付け

本計画は、基本法第13条の規定に基づく国土強靱化地域計画として策定します。また、国の「国土強靱化基本計画」、北海道の「北海道強靱化計画」との調和を保つとまた。東欧の基本となる「旭川東総合計画」と整合を図りながら強靱化に係る施策を

ともに、市政の基本となる「旭川市総合計画」と整合を図りながら強靱化に係る施策を 推進します。



3 地域防災計画との関係

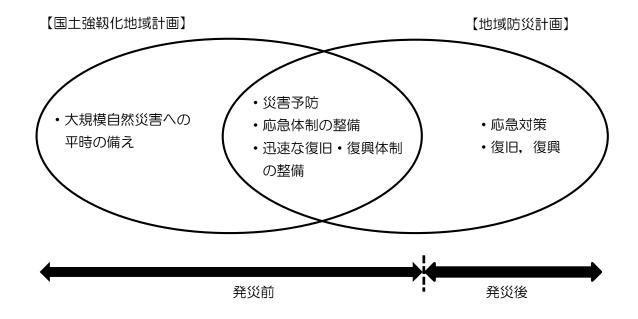
本計画は、基本法に基づく国土強靱化地域計画であり、平時の備えを中心にまちづくりの視点も合わせた事前防災・減災に係るハード・ソフト両面での包括的な計画となります。

一方で、本市の災害への取組について定めた「旭川市地域防災計画」は、災害対策基本法に基づくものであり、地震や風水害等の災害の種類ごとに防災に関する対応を定めるとともに、災害対策を実施する上での予防や災害発生後の応急対策、復旧等に視点を置いた計画となっています

両計画は, 互いに密接な関係を持ちつつ, 災害発生前後の必要な対応について定める ものとなります。

<地域防災計画との関係イメージ>

	国土強靱化地域計画	地域防災計画
検討アプローチ	自然災害全般	災害の種類ごと
対象フェーズ	災害発生前	災害発生前・発生時・発生後
施策の設定方法	リスクシナリオに合わせた施策	_
施策の重点化	0	_



4 計画の推進期間

本計画は、「国土強靱化計画」及び「北海道強靱化計画」との調和を保つ必要があることから、推進期間はおおむね5年間とします。

また、計画期間内においても、社会情勢の大きな変化や考慮すべき自然リスクの変化 等により、計画内容の見直しが必要な場合は、適宜見直しを行います。

第2章 基本目標

1 旭川市の概況

(1) 位置及び面積

北海道のほぼ中央に位置する上川盆地にあり、雄大な大雪山に抱かれ、石狩川と多くの支流が合流しています。東経 142 度 21 分、北緯 43 度 46 分、標高約 112.1 メートル (いずれも旭川市役所の位置)、面積 747.66 平方キロメートル、東西約 47.5 キロメートル、南北約 45.5 キロメートルです。

(2) 気候

内陸性気候で、最も暖かい8月の平均気温が21.2度、最も寒い1月の平均気温が 氷点下7.0度で、その差は28.2度に達し、寒暖差が大きいことが特徴です。また、 平年の年降水量は1.104.4ミリメートル、平年の年降雪の日数は151.5日です。

(3) 災害の記録

地震の発生が極めて少ない地域であり、人命や住家に被害を及ぼした地震の記録は認められていませんが、平成30年北海道胆振東部地震では、市内全域が停電しました。

風水害は、昭和 45 年や昭和 56 年の水害、平成 16 年の突風、近年では平成 28 年 8 月の三つの台風の連続上陸、平成 30 年 7 月豪雨など、度々被害が発生しています。 また、交通環境の悪化など、大雪が市民生活に影響を及ぼしています。

(4) 社会経済

北北海道の拠点都市として、医療福祉施設、教育施設、文化施設、公的機関などの 都市機能が充実しています。また、産業では、稲作などの農業や、食料品、紙パルプ などの製造業、木工、機械金属などのものづくり産業が集積しているほか、北北海道 の交通・物流の拠点として、卸・小売業、サービス業などが発展しています。

旭山動物園や豊かな自然、食などの観光資源を有する本市には、国内外から年間 470万人を超える観光客が訪れています。

2 基本目標

本市における強靱化の意義は、大規模自然災害から市民の生命や財産を守り、社会経済機能を維持するとともに、北海道・道内他市町村と連携し、国と北海道の強靱化に貢献することにあります。

本市の強靱化を進めるに当たっては、大規模自然災害への対応を見据え、本市の社会 経済の優位性を生かし、幅広い分野における機能を平時から強化する取組を行う必要が あります。

また、この強靱化の取組は、直面する政策課題にも有効に活用でき、持続可能な行政基盤の確立に寄与するものでなければなりません。

そこで、国土強靱化基本計画に掲げる4つの基本目標「人命の保護が最大限図られること」、「国家及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること」、「国民の

財産及び公共施設に係る被害の最小化」、「迅速な復旧復興」、北海道強靱化計画に掲げる3つの基本目標「大規模自然災害から道民の生命・財産と北海道の社会経済システムを守る」、「北海道の強みを活かし、国全体の強靱化に貢献する」、「北海道の持続的成長を促進する」を踏まえ、次の3つを本計画における基本目標として定め、「旭川市総合計画」で目指す都市像の実現に向け関連施策を推進するものとします。

【旭川市強靱化計画の基本目標】

- (1) 大規模自然災害から市民の生命及び財産並びに社会経済機能を守る
- (2) 国・北海道の強靱化に貢献し、北海道・道内他市町村との連携を推進する
- (3) 災害に強い地域社会や地域経済を実現し、迅速な復旧・復興体制を確立する

第3章 脆弱性評価

1 脆弱性評価の考え方

大規模自然災害等に対する脆弱性を分析・評価すること(以下「脆弱性評価」といいます。)は、国土強靱化に関する施策を策定し、効果的・効率的に推進していく上で必要不可欠なプロセスであり、国土強靱化基本計画や北海道強靱化計画においても、脆弱性評価の結果を踏まえた施策の推進方針が示されています。

本計画における強靱化に関する施策の推進に必要な事項を明らかにするため、国が実施した評価手法などを参考として、リスクシナリオ(起きてはならない最悪の事態)が発生する要因を想定し、それを回避するために必要な施策の取組や課題を整理した上で、脆弱性評価を実施します。

<脆弱性評価の流れ>

リスクシナリオ(起きてはならない最悪の事態)の設定



事態回避に向けた現行施策の対応力について分析・評価(脆弱性評価)



施策プログラムの策定、推進事業の設定

2 想定するリスク

北海道強靱化計画が大規模自然災害を対象としていることを踏まえ,本市においても, 大規模自然災害を対象とします。

3 リスクシナリオ (起きてはならない最悪の事態) の設定

北海道強靱化計画で設定しているリスクシナリオを基に、本市の地域的特性等を踏まえ、6つのカテゴリー(事前に備えるべき目標)とその妨げとなる19のリスクシナリオ(起きてはならない最悪の事態)を設定します。

【リスクシナリオ (起きてはならない最悪の事態)】

7	カテゴリー		リスクシナリオ
	.備えるべき目標)		(起きてはならない最悪の事態)
1 人命の保護		1 – 1	地震等による建築物等の大規模倒壊や火災に伴う多数の死
			傷者の発生
	1 – 2		土砂災害による多数の死傷者の発生
		1 – 3	突発的又は広域的な洪水やため池の損壊、防災インフラの
			機能不全等に伴う長期的な市街地等の浸水による多数の死
			傷者の発生
		1 – 4	暴風雪及び豪雪による交通途絶等に伴う多数の死傷者の発
			生
2 救助	助・救助活動等の	2 – 1	消防,警察,自衛隊等の被災等による救助・救急活動の停滞
迅速	東な実施や避難生	2-2	被災地における保健・医療・福祉機能等の麻痺,大規模な自
活環	環境の確保		然災害と感染症との同時発生
		2-3	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等,生命に関わる物資・
			エネルギー供給の長期停止
		2 – 4	避難施設やトイレ,暖房の不足等による劣悪な避難生活環
			境,不十分な健康管理がもたらす,多数の被災者の健康・心
			理状態の悪化による災害関連死等の発生
3 行政	枚機能の確保	3 — 1	市内外における行政機能の大幅な低下や、警察機能の低下
			による治安の悪化、社会の混乱
4 経済	斉活動の機能維持	4 — 1	長期的又は広範囲なサプライチェーンの寸断や中枢機能の
			麻痺等による企業活動等の停滞
		4 – 2	市外との基幹交通の機能停止による物流・人流への甚大な
			影響
		4 — 3	食料の安定供給の停滞に伴う、国民生活・社会経済活動への
			甚大な影響
		4 — 4	農地・森林や生態系等の被害に伴う国土の荒廃・多面的機能
			の低下
	報通信網や電力等 	5 – 1	通信インフラの障害等による情報収集・伝達の不備・途絶
	イフライン、交通	5 – 2	長期的又は広範囲なエネルギー供給の停止
ネッ	ットワークの確保	5 – 3	上下水道施設の長期間にわたる機能停止
		5 — 4	地域交通ネットワークの機能停止とそれに伴う多数かつ長
	- 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1.		期にわたる孤立地域等の同時発生
6 迅速	速な復旧・復興等	6 — 1	事前復興ビジョンや地域合意の欠如,災害廃棄物の処理や
			仮設住宅の整備等の停滞による復旧・復興の大幅な遅れ
		6 – 2	復旧・復興等を担う人材の絶対的不足や地域コミュニティ
			の機能低下

[※] サプライチェーン:製品の原材料から製造,販売,消費までの一連の流れ(供給網)。

4 リスクシナリオ回避に向けた現状の分析・評価(脆弱性評価)

前項で定めた19のリスクシナリオごとに、関連する現行の施策の推進状況や課題等を整理し、事態の回避に向けた現行施策の対応力について、分析・評価を行いました。 脆弱性評価の結果は、巻末の別表1「旭川市強靱化に関する脆弱性評価」のとおりです。

第4章 強靱化のための施策プログラム

1 施策プログラムの考え方

施策プログラムは、脆弱性評価において設定したリスクシナリオ (起きてはならない 最悪の事態) を回避するため、ハード対策とソフト対策を組み合わせて強靱化のために 効果的な 60 の施策プログラムを設定します。

2 施策プログラムの推進と重点化

施策プログラムの推進に当たっては、主に「旭川市総合計画」に掲げる基本政策の展開施策を構成する事業等を推進事業として設定するとともに、リスクシナリオ回避に対する施策の進捗を定量的に把握するために、施策推進の指標となる目標値を設定します。

また、「旭川市総合計画」で掲げる「基本目標4 自然と共生し、安全・安心な社会を支える強靱なまちを目指します」に沿った施策を重点化として設定することで強靱化を促進します。

なお、計画策定後の状況変化等に機動的に対応するため、計画期間中においても、必要に応じ推進事業や目標値の見直し、追加等を行います。

推進事業は、巻末の別表2「推進事業一覧」のとおりです(「指標一覧」は別表3)。

3 施策プログラム一覧

	※ 網掛けは重点化施策
カテゴリー	リスクシナリオ(起きてはならない最悪の事態)
(事前に備えるべき目標)	施策プログラム
1 人命の保護	1-1 地震等による建築物等の大規模倒壊や火災に伴う多数
	の死傷者の発生
	1-1-1 住宅,建築物等の耐震化
	1-1-2 建築物等の老朽化対策
	1-1-3 避難場所等の指定・整備・普及啓発
	1-1-4 緊急輸送道路等の整備
	1-1-5 地盤等の情報共有
	1-2 土砂災害による多数の死傷者の発生
	1-2-1 警戒避難体制の整備
	1-3 突発的又は広域的な洪水やため池の損壊、防災インフラ
	の機能不全等に伴う長期的な市街地等の浸水による多数
	_ の死傷者の発生
	1-3-1 洪水ハザードマップの作成
	1-3-2 河川改修等の治水対策
	1-3-3 ため池の防災対策

	1-4 暴風雪及び豪雪による交通途絶等に伴う多数の死傷者
	の発生
	1-4-1 暴風雪時における道路管理体制の強化
	1-4-2 除雪体制の確保
2 救助・救急活動等の	2-1 消防,警察,自衛隊等の被災等による救助・救急活動の
迅速な実施や避難	停滞
生活環境の確保	2-1-1 防災訓練等による救助・救急体制の強化
	2-1-2 自衛隊体制の維持・拡充
	2-1-3 救急活動等に要する情報基盤, 資機材の整備
	2-1-4 高齢者等の要配慮者対策
	2-1-5 地域防災活動, 防災教育の推進
	2-2 被災地における保健・医療・福祉機能等の麻痺, 大規模
	な自然災害と感染症との同時発生
	2-2-1 保健所機能等の充実
	2-2-2 被災時の医療支援体制の強化
	2-2-3 災害時における福祉的支援
	2-3 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる
	物資・エネルギー供給の長期停止
	2-3-1 物資供給等に係る連携体制の整備
	2-3-2 非常用物資の備蓄促進
	2-3-3 高齢者施設の給水設備整備
	2-4 避難施設やトイレ、暖房の不足等による劣悪な避難生活
	環境,不十分な健康管理がもたらす,多数の被災者の健
	康・心理状態の悪化による災害関連死等の発生
	2-4-1 避難所等の生活環境の改善、健康への配慮
	2-4-2 積雪寒冷を想定した避難所等の対策
	2-4-3 猛暑を想定した避難所等の対策
3 行政機能の確保	3-1 市内外における行政機能の大幅な低下や、警察機能の低
	下による治安の悪化、社会の混乱
	3-1-1 災害対策本部機能等の強化
	3-1-2 行政の業務継続体制の整備
	3-1-3 広域応援・受援体制の整備
	3-1-4 行政情報等のバックアップ機能体制の整備
	3-1-5 巡回パトロールの実施

4 経済活動の機能維	4-1 長期的又は広範囲なサプライチェーンの寸断や中枢機
持	能の麻痺等による企業活動等の停滞
	4-1-1 リスク分散を重視した企業立地等の促進
	4-1-2 企業の業務継続体制の強化
	4-1-3 被災企業等への金融支援
	4-2 市外との基幹交通の機能停止による物流・人流への甚大
	な影響
	4-2-1 流通拠点の機能強化
	4-3 食料の安定供給の停滞に伴う、国民生活・社会経済活動
	への甚大な影響
	4-3-1 食料生産基盤の整備
	4-3-2 地場産品の販路拡大
	4-3-3 生鮮食料品の流通体制の確保
	4-4 農地・森林や生態系等の被害に伴う国土の荒廃・多面的
	機能の低下
	4-4-1 森林の整備・保全
	4-4-2 農地・農業水利施設等の保全管理
5 情報通信網や電力	5-1 通信インフラの障害等による情報収集・伝達の不備・
等ライフライン、交	途絶
通ネットワークの	5-1-1 関係機関の情報共有化
確保	5-1-2 住民等への情報伝達体制の強化
	5-1-3 観光客に対する情報伝達体制の強化
	5-2 長期的又は広範囲なエネルギー供給の停止
	5-2-1 再生可能エネルギーの導入拡大
	5-2-2 電力基盤等の整備、電気事業者等との連携
	5-2-3 多様なエネルギー資源の活用
	5-2-4 石油燃料等の供給確保
	5-3 上下水道施設の長期間にわたる機能停止
	5-3-1 水道施設等の防災対策
	5-3-2 下水道施設等の防災対策
	5-4 地域交通ネットワークの機能停止とそれに伴う多数
	かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生
	5-4-1 交通ネットワークの整備
	5-4-2 道路施設の防災対策等
	5-4-3 空港の機能強化
	5-4-4 公共交通の維持
	5-4-5 冬季を含めた帰宅困難者対策

6	迅速な復旧・復興等	6 – 3	事前復興と	ごジョンや地域合意の欠如,災害廃棄物の処理			
			や仮設住宅の)整備等の停滞による復旧・復興の大幅な遅れ			
			6-1-1	災害廃棄物の処理体制の整備			
			6-1-2	地籍調査の実施			
			6-1-3	仮設住宅等の迅速な確保			
		6-2 復旧・復興等を担う人材の絶対的不足や地域コミュニ					
			ティの機能傾	氐下			
			6-2-1	災害対応に不可欠な建設業との連携			
			6 - 2 - 2	行政職員の活用促進			
			6-2-3	地域コミュニティ機能の維持・活性化			
			6 - 2 - 4	災害ボランティアの養成・模擬訓練			

4 強靱化のための施策プログラム

1. 人命の保護

1-1 地震等による建築物等の大規模倒壊や火災に伴う多数の死傷者の発生

【1-1-1 住宅、建築物等の耐震化】 《重点》

- 〇 「旭川市耐震改修促進計画」に基づき、防災拠点や指定避難所等の公共建築物について、計画的な耐震化を推進します。また、民間住宅・建築物等の耐震化の必要性について普及啓発を図るとともに、国の支援制度等を有効活用しながら耐震化を促進します。
- 耐震診断が義務付けられた要緊急安全確認大規模建築物(不特定多数の者が利用する 等の大規模な建築物)について、国の支援制度等を有効活用しながら、耐震化に向けた 継続的な支援を行います。

【1-1-2 建築物等の老朽化対策】 《重点》

- 〇 公共建築物の老朽化対策については、「旭川市公共施設等総合管理計画」及び施設の 長寿命化計画等を踏まえ、施設、設備の更新や改修を進めていくとともに、施設の適切 な維持管理を推進します。
- 保育所や認定こども園、福祉施設等を運営する法人に対して、国の支援制度等を有効 活用しながら、施設の増改築等に係る支援を行います。
- 適切な管理が行われていない空家等に関する問題の早期解決を図るとともに、空家等が放置され、管理されなくなることを未然に防止するため、「旭川市空家等対策計画」 に基づき、住宅の老朽化対策や長寿命化などを始めとした効果的な空家等対策事業を推進します。

【1-1-3 避難場所等の指定・整備・普及啓発】 《重点》

- 〇 指定避難所等の立地条件や防災機能等について適宜見直しを行うとともに、ホームページや各種 SNS、広報誌、ハザードマップ、防災講習等を通して、指定避難所等の周知を促進します。
- 市有施設のほか、社会福祉施設等の協力を得て、福祉避難所の確保に努めます。
- 安全な避難ルートを複数確保するため、指定避難所等に指定されている小中学校等を 中心とする概ね半径 1 km までのエリア内について、計画的な生活道路の整備を推進しま す。
- 〇 安全かつ円滑な避難のため、公園施設の長寿命化対策やバリアフリー化について計画 的に実施します。

【1-1-4 緊急輸送道路等の整備】 《重点》

〇 災害時における緊急輸送を円滑かつ確実に実施するため、関係機関と連携を図りながら、緊急輸送道路等の計画的な整備等を推進します。

〇 災害時の物資や人材の供給、救急救護活動等を速やかに行えるよう、緊急輸送道路に 関係する橋りょうの修繕や耐震化を推進します。

【1-1-5 地盤等の情報共有】

○ 大規模盛土造成地の位置や規模の情報を周知するため、宅地耐震化推進事業を推進します。

<指標>

指標	基準値	目標値
建築物の耐震化率	88. 5% (R5)	95% (R11)
自ら居住する住宅の住み心地が悪いと感じている市民の割合	8. 9% (R5)	8. 9% (R9)
耐震性のない, 又は, 耐震診断未実施の学校数	5 校 (R4)	O校(R9)
子どもたちへの教育環境が充実していると感じる市民の割合	27. 3% (R5)	42% (R9)
公園施設の更新割合	33. 2% (R4)	52. 4% (R11)
崩壊・損壊等の危険性のある空き家の数	48 棟 (R5)	40 棟 (R9)
避難場所,避難所の認知度	30. 8% (R5)	40% (R9)
市道改良率	77. 8% (R4)	80. 2% (R11)
指定福祉避難所の指定数	76 箇所(R5)	現状値以上
橋りょう修繕率(修繕計画のある橋りょうの修繕率)	60. 9% (R5)	68. 9% (R15)
都市計画道路整備率	65. 7% (R4)	65. 7% (R11)

^{※ 「}橋りょう修繕率」の現状値は第1期計画(H26~R5)の実績値。目標値は第2期(R6~R15)の目標値

1-2 土砂災害による多数の死傷者の発生

【1-2-1 警戒避難体制の整備】

○ 北海道が新たに土砂災害警戒区域を指定した場合、土砂災害ハザードマップを作成するとともに、周知を徹底します。

<指標>

指標	基準値	目標値
土砂災害警戒区域のハザードマップ作成率	100% (R5)	現状維持

1-3 突発的又は広域的な洪水やため池の損壊、防災インフラの機能不全等に伴う長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生

【1-3-1 洪水ハザードマップの作成】

○ 平時から洪水ハザードマップの周知を徹底するとともに、国と北海道が指定した河川 の洪水浸水想定区域が見直された場合は、洪水ハザードマップの必要な修正を行い修正 内容の周知を徹底します。

【1-3-2 河川改修等の治水対策】 《重点》

- 国や北海道における河川改修事業及び河川維持事業など、治水対策進捗のための要望 活動を推進します。
- 市管理河川の計画的な河道掘削等の実施や護岸破損箇所の修繕などを推進します。
- 排水施設の脆弱性による道路冠水や浸水被害を防ぐため、内水排除や内水監視施設、 雨水管の整備や改修など、計画的な雨水対策を推進します。
- 大雨に対する市街地の排水能力を向上させるため、下水道施設等の更新や整備を計画 的に行います。

【1-3-3 ため池の防災対策】

○ ため池が決壊又は決壊するおそれのある場合に迅速かつ円滑に避難行動ができるよう, ため池ハザードマップを作成し地域住民に周知を図ります。

<指標>

指標	基準値	目標値
河川管理施設における計画対策箇所数	O 箇所(R4)	21 箇所(R9)
下水道計画に基づく雨水整備面積	2, 019ha (R5)	2, 051ha (R11)

1-4 暴風雪及び豪雪による交通途絶等に伴う多数の死傷者の発生

【1-4-1 暴風雪時における道路管理体制の強化】 《重点》

- 暴風雪に備え、過去の地吹雪発生状況から視程障害や吹きだまりが発生しやすい地域 や路線を特定しておき、気象情報に合わせたパトロールを実施するほか、積雪センサー やライブカメラなどの ICT を活用することにより、初動対応の迅速化を図ります。
- 〇 「地区除雪連絡協議会」や「出前講座」などを継続して実施することにより、暴風雪時の対応についての啓発を推進します。
- 豪雪に備え、バス路線や交通量が多い幹線道路などの緊急除雪路線の除排雪作業を優先的に実施し、円滑な都市活動を確保します。また、雪堆積場の不足が懸念されることから、雪堆積場の確保を推進します。

- 〇 豪雪時に備え、担当地区を越えた除雪車両や人材を確保する応援体制を構築する取組 を推進します。
- 作業をスムーズに行うため、ホームページや各種 SNS、テレビのデータ放送、町内回覧などにより情報提供を推進します。

【1-4-2 除雪体制の確保】 《重点》

- 〇 効率的な除雪手法の導入のため、除雪車両へ GNSS 端末を搭載し、除雪作業の効率化 や帳票の自動作成による事務の簡略化、改善要求対応の質の向上など、GNSS を活用した 除雪体制を推進します。
- 効率的な除雪作業を行うため、ホームページや各種 SNS、テレビのデータ放送、町内 回覧などにより、除雪作業の妨げとなる道路への雪出しや路上駐車の禁止など、雪処理 のルール・マナー啓発を推進します。
- 〇 除雪企業の経営や雇用安定のため、維持業務と除雪業務を一体的に委託する取組を継続的に推進します。
- 除雪従事者の担い手を確保するため、除雪車両オペレータの資格取得支援やオペレータ表彰の取組を推進します。
- 企業が所有することが困難な除雪車両を確保するため、除雪車両等更新計画に基づき、企業へ貸与する除雪車両の増強や更新を推進します。
- 〇 快適な冬の道路環境の実現と運搬排雪量を抑制するため、消流雪施設・融雪施設の更新・老朽化対策を推進します。
- 排雪作業を効率的に実施するため、市街地近郊の雪堆積場や雪処理施設の確保と老朽 化対策を推進します。

<指標>

指標	基準値	目標値
除排雪が良いと感じている市民の割合	16. 4%	20% (R9)
	(R1, R3, R5 の平均)	

※ 「除排雪が良いと感じている市民の割合」の現状値は、旭川市民アンケート調査の 直近3回(R1, R3, R5)の平均値

2. 救助・救急活動等の迅速な実施や避難生活環境の確保

2-1 消防,警察,自衛隊等の被災等による救助・救急活動の停滞

【2-1-1 防災訓練等による救助・救急体制の強化】

○ 旭川市防災会議や防災訓練等を通して、消防、警察、自衛隊等の行政機関のほか、通信、エネルギー、医療等の関係機関との連携強化を図り、災害対応の実効性を高めます。

【2-1-2 自衛隊体制の維持・拡充】

〇 大規模自然災害において、救助・救援活動の中心として大きな役割が期待される自衛 隊について、道内各地に配備されている部隊、装備、人員の維持・拡充に向け、北海道 や他市町村等と連携した取組を推進します。

【2-1-3 救急活動等に要する情報基盤、資機材の整備】 《重点》

- 老朽化した消防車両、活動資機材等の整備・更新を行います。
- 聴覚・言語機能障がい者等が、スマートフォン等を利用した音声によらない緊急通報 を行えるシステムを構築します。
- 〇 救急救命士·救急隊員を計画的に養成するとともに、救急講習等を開催することで住 民等に対する応急手当の普及啓発を推進します。
- 消防指令センターと消防車との間でデータ通信を行う車両運用端末装置等について、 新データ通信サービスに対応した改修を行います。
- 119 番通報の受報,出動指令及び災害対応に係る無線交信等を確実に行うため,設備の更新を行います。
- 〇 1人暮らし高齢者等の火災発生の未然防止、急病時の通報・救護体制を強化する緊急 通報システムを整備します。
- 24 時間対応の災害出動体制を確保するため、消防署所等の災害活動拠点施設を整備します。
- 〇 消火活動の強化・充実を図るため、消防水利が不足している地域に新たに水道消火栓 を設置します。
- 水道消火栓機能を維持するため、道路改良及び拡幅等により、交通障害等になる水道 消火栓を移設又は更新します。

【2-1-4 高齢者等の要配慮者対策】 《重点》

- 避難行動要支援者に対し、迅速かつ円滑な避難支援が行えるよう、支援体制の構築、 対象者情報の収集、名簿の作成及び活用等の対策について、関係機関や避難支援等関係 者に普及啓発を図り、避難支援体制の整備を推進します。
- 〇 自ら避難することが困難であり、特に支援を要する避難行動要支援者について、個別 避難計画の作成を促進します。

【2-1-5 地域防災活動,防災教育の推進】 《重点》

- 自主防災組織の研修や訓練等の活動を支援するとともに、自主防災組織を結成してい ない町内会等に対しては、自主防災組織の結成に向けた取組を推進します。
- 消防団への加入を促進するとともに、消防本部との情報共有体制の向上、教育訓練の 充実を推進します。
- 〇 学校における定期的な避難訓練の実施等, 防災教育を通じて学校関係者や児童生徒の 防災意識の向上に向けた取組を行います。

<指標>

指標	基準値	目標値
各種防災訓練への参加人数	995 人 (R5)	1, 200 人(R11)
出火率	2.6件/万人(R5)	2.55 件/万人(R11)
火災による死者数	1.86 人(R5)	1.31 人(R11)
心肺停止傷病者の救命率	10. 1% (R4)	14. 2% (R11)
避難行動要支援者名簿の提供団体数	41 団体(R5)	70 団体(R11)
個別避難計画の作成数	35 計画 (R5)	200 計画(R11)
自主防災組織率	63. 1% (R5)	65% (R9)
住民防災組織の活動回数	1. 4 回 (R5)	3. 5 回 (R9)
地区防災計画の作成数	4計画(R5)	16 計画(R11)

2-2 被災地における保健・医療・福祉機能等の麻痺、大規模な自然災害と感染症との 同時発生

【2-2-1 保健所機能等の充実】

- 災害時に円滑な保健活動を行うため、人材育成等の保健所機能の充実を推進します。
- 〇 災害発生時における、感染症の発生及びまん延等を防止するため、平時からの定期的な予防接種を促進します。

【2-2-2 被災時の医療支援体制の強化】

○ 被災時に適切な医療救護活動を実施するため、医師会、歯科医師会及び薬剤師会との 応援協定に基づき、災害時の医療体制の確立を推進します。また、二次医療又は三次医 療を担う市内5基幹病院との連携を推進します。

【2-2-3 災害時における福祉的支援】

○ 災害に備えた地域防災体制づくりを進め、関係機関との情報共有を図るとともに、地域福祉活動を担う人材を養成し、要介護高齢者や障がい者等の災害時に支援が必要な 方々への支援を充実します。

<指標>

指標	基準値	目標値
病院など医療体制を評価している市民の割合	48. 8% (R5)	61. 2% (R9)
麻しん・風しん予防接種第1期接種率	97% (R4)	100% (R9)
災害時の医療救護活動に関する協定	2件(R6)	現状維持
災害時の歯科医療救護活動に関する協定	1件(R5)	現状維持
地域福祉活動の担い手の養成	191 人(R4)	236 人(R11)
要配慮者利用施設の避難確保計画作成率	94. 4% (R5)	100% (R11)

2-3 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の 長期停止

【2-3-1 物資供給等に係る連携体制の整備】

- 北海道及び道内市町村、民間企業・団体等との間で締結している各種応援協定について、その実効性を確保するため、連絡体制を維持し、防災訓練等を行うことで協力関係を継続します。
- 道内自治体からの応援が受けられない場合を想定した道外自治体との応援協定について、連絡体制を維持し、情報交換等を行うことで協力関係を継続します。

【2-3-2 非常用物資の備蓄促進】 《重点》

- 指定避難所をはじめとした市内拠点箇所の食料備蓄の増強を図ります。
- 〇 家庭や事業所等に対して、食料や飲料水等の備蓄を最低3日分又は1週間分を備蓄するローリングストック法を啓発し、各当事者の自発的な備蓄の取組を促進します。
- 〇 備蓄品の適正な管理に努めるとともに、物資が不足した避難所に即座に物資を搬送できるよう、備蓄倉庫の整備について検討を進めます。

【2-3-3 高齢者施設の給水設備整備】

〇 高齢者施設を運営する法人に対して、国の支援制度等を有効活用しながら、給水設備 整備に係る支援を行います。

<指標>

指標	基準値	目標値
防災関係の協定数	105 件(R5)	現状値以上
道外自治体等との応援協定件数	3件(R5)	現状維持
3日以上備蓄している市民の割合	14. 0% (R5)	30% (R11)

2-4 避難施設やトイレ、暖房の不足等による劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理 がもたらす、多数の被災者の健康・心理状態の悪化による災害関連死等の発生

【2-4-1 避難所等の生活環境の改善、健康への配慮】 《重点》

〇 「避難所開設・運営マニュアル」に基づき、地域住民の指定避難所等における自主運営を支援するとともに、「旭川市備蓄計画」に基づき計画的な備蓄を行い、避難者の生活環境の向上を推進します。

【2-4-2 積雪寒冷を想定した避難所等の対策】 《重点》

- 〇 「旭川市備蓄計画」に基づき、暖房器具、発電機、毛布、簡易トイレ等の備蓄を計画 的に行うとともに、家庭内備蓄の必要性について普及啓発を図ります。
- 北海道知事から応急仮設住宅の設置について委任された場合は、冬季防寒対策を考慮 した建設を行います。

【2-4-3 猛暑を想定した避難所等の対策】

○ 猛暑時の避難所運営について、小・中学校の学校運営に支障のない範囲において、保 健室や多目的教室等に設置する冷房設備を活用するなど、柔軟な避難所運営を行いま す。

<指標>

指標	基準値	目標値
公的備蓄の達成率	46. 5% (R5)	75. 0% (R11)

※ 「公的備蓄の達成率」は、「旭川市備蓄計画」で目標値を定めている「食料品」及び「生活必需品」を対象として、備蓄品目ごとの目標値に対する備蓄数の割合を算出し、当該算出値を平均化したもの。

3. 行政機能の確保

3-1 市内外における行政機能の大幅な低下や、警察機能の低下による治安の悪化、社会の混乱

【3-1-1 災害対策本部機能等の強化】

〇 職員の人事異動等に対応し、災害対応力の維持・向上を図るため、災害対応訓練を毎年継続して実施します。

【3-1-2 行政の業務継続体制の整備】

- 市民生活や経済活動に対する最低限の行政サービスを継続するため「旭川市業務継続 計画」に基づき、業務継続体制の強化を図ります。
- 行政サービスの継続には、情報システムやネットワークの稼働が不可欠なため、重要な業務システムやネットワークの維持及び早期復旧体制を確保するとともに、行政バックアップデータの保管体制を定期的に確認します。

【3-1-3 広域応援・受援体制の整備】

〇 災害時における広域的な支援体制の強化に向け、「旭川市災害時受援計画」に基づき、受援体制の構築を図ります。

【3-1-4 行政情報等のバックアップ機能体制の整備】

○ 首都圏等との同時被災の可能性が少ないため、バックアップ先としての機能を踏まえ た企業誘致等を推進します。

【3-1-5 巡回パトロールの実施】

〇 災害が発生した場合は、放火・窃盗その他の犯罪防止のため、警察や消防等と連携 し、避難後の無人化した住宅地、商店街等における巡回パトロールを行う。

<指標>

指標	基準値	目標値
各種防災訓練への参加人数	995 人(R5)	1, 200 人(R11)
企業立地件数	6件(R5)	17件(R6~R9)

4. 経済活動の機能維持

4-1 長期的又は広範囲なサプライチェーンの寸断や中枢機能の麻痺等による企業活動 等の停滞

【4-1-1 リスク分散を重視した企業立地等の促進】

○ 首都圏等に所在する企業の本社機能や生産拠点の移転等の企業立地を推進します。

【4-1-2 企業の業務継続体制の強化】

〇 中小企業等の組織化の促進,地域企業活動の支援等行うとともに,業務継続計画の普及啓発を行います。

【4-1-3 被災企業等への金融支援】

〇 中小企業等における資金調達の支援や相談業務を行い、セーフティネットの確保に向けた取組を推進します。

<指標>

指標	基準値	目標值
企業立地件数	6件(R5)	17 件 (R6~R9)
市内企業の従業員に占める正規従業員の割合	63. 7% (R5)	65% (R11)
被災した中小企業者等向け融資メニュー数	1件(R5)	現状維持

4-2 市外との基幹交通の機能停止による物流・人流への甚大な影響

【4-2-1 流通拠点の機能強化】 《重点》

- 物流拠点である旭川流通団地や旭川物流団地の機能を維持し、民間事業者等との連携 を推進します。
- 〇 平常時・災害時を問わない安定的な輸送を確保するため、国道、道道などの重要物流 道路における脆弱区間の代替路として指定されている市道区間の機能強化などを推進し ます。

<指標>

指標	基準値	目標値
市道改良率	77. 8% (R4)	80. 2% (R11)
都市計画道路整備率	65. 7% (R4)	65. 7% (R11)

4-3 食料の安定供給の停滞に伴う、国民生活・社会経済活動への甚大な影響

【4-3-1 食料生産基盤の整備】

- 〇 農業従事者を確保するため、農業後継者となる若手経営者や後継者の育成等を推進します。
- 耕作放棄地の発生を防止し生産性を高めるため、生産基盤の整備を支援します。
- 野生鳥獣による農業被害を防止するため、被害防止対策を実施します。

【4-3-2 地場産品の販路拡大】

○ 付加価値の高い地場産品の開発を促進するとともに、販路の開拓・拡大を支援します。

【4-3-3 生鮮食料品の流通体制の確保】

○ 災害時に生鮮食料品の流通を確保するため、卸売市場との連携体制を推進します。

<指標>

指標	基準値	目標値
新規就農者数	68 人 (R5)	74 人(R11)
面積当たりの個人農業所得額	117, 225 円/ha (R4)	142, 584/ha (R11)
担い手農家への農地集積率	93. 2% (R5)	95. 6% (R11)
農業生産額	137 億円 (R5)	149 億円 (R11)
粗付加価値額	85, 108 百万円(R2)	85, 108 百万円(R11)

4-4 農地・森林や生態系等の被害に伴う国土の荒廃・多面的機能の低下

【4-4-1 森林の整備・保全】

〇 防災・減災への森林の持つ多面的機能の発揮に向け、造林、間伐、森林の維持管理等 を推進します。

【4-4-2 農地・農業水利施設等の保全管理】

○ 農業水利施設等の整備や適切な維持管理等を推進します。

<指標>

指 標	基準値	目標値
民有林における森林経営計画面積の認定率	63. 9% (R4)	74. 2% (R11)
面積当たりの個人農業所得額	117, 225 円/ha (R4)	142, 584 円/ha (R11)

5. 情報通信網や電力等ライフライン、交通ネットワークの確保

5-1 通信インフラの障害等による情報収集・伝達の不備・途絶

【5-1-1 関係機関の情報共有化】 《重点》

- 防災情報共有システム、北海道総合行政情報ネットワーク等により、防災情報等の共 有を行うとともに、関係機関との連携を一層促進します。
- 災害対策本部と指定避難所等との円滑な連絡体制及び情報共有体制を構築するため、 老朽化した防災行政無線を計画的に更新します。

【5-1-2 住民等への情報伝達体制の強化】 《重点》

- 災害が発生するおそれがある場合に備えて「旭川市避難マニュアル(市民用)」の普及啓発を行うとともに、緊急速報メール・エリアメール、各種 SNS、広報車等の適正な管理と動作確認等を行い、確実な情報伝達体制を確保します。
- 災害情報の迅速かつ確実な伝達を行うため、同報系防災行政無線等の整備など、国が 推進する情報伝達手段の多様化・多重化についての検討を進めます。

【5-1-3 観光客に対する情報伝達体制の強化】

- 旭川観光物産情報センター,各宿泊施設,各観光施設等へ必要な情報提供を行い,観 光客への情報伝達を統一化します。
- 〇 聴覚・言語機能障がい者等の日本人観光客の緊急通報受信体制として、Net119 緊急通報システムを構築します。
- 外国人観光客による 119 番通報の受付や現場活動の対応として、多言語通訳を行います。

<指標>

指標	基準値	目標値
災害時の防災体制が良いと感じている市民の割合	15. 8% (R5)	20% (R9)

5-2 長期的又は広範囲なエネルギー供給の停止

【5-2-1 再生可能エネルギーの導入拡大】 《重点》

〇 廃棄物エネルギーや本市の地域特性を生かした再生可能エネルギー設備等の導入を推進します。

【5-2-2 電力基盤等の整備、電気事業者等との連携】 《重点》

- 電力の安定供給を確保するため、省エネ対策を実施するほか、電気事業者等とのホットラインの整備や研修等を行い連携強化を図ります。
- 〇 停電時のバックアップとして、指定避難所等に非常用発電機の整備、電源供給が可能 な車両(電気自動車等)を導入していきます。

【5-2-3 多様なエネルギー資源の活用】 《重点》

○ 廃棄物エネルギーの有効活用、電気自動車の充電インフラの整備、木質バイオマスの 利活用等に関する取組を行い、多様なエネルギー資源の活用を推進します。

【5-2-4 石油燃料等の供給確保】

○ 災害時に緊急車両や指定避難所等の石油燃料の安定供給を確保するため、石油販売業者の団体と石油燃料の優先供給に関する協定に基づき、平時からの連携体制を整備します。

<指標>

指標	基準値	目標値
環境に配慮した行動に取り組む市民の割合	80. 6% (R5)	86% (R9)
省エネに努めている市民の割合	61. 7% (R5)	70% (R9)
災害時の石油類燃料の優先供給に関する協定	2件(R5)	現状維持

5-3 上下水道施設の長期間にわたる機能停止

【5-3-1 水道施設等の防災対策】 《重点》

- 給水機能を確保するため管路や配水池、浄水場等の水道施設の耐震化や老朽化対策を 推進します。
- 大規模な断水に備え、臨時給水所や給水タンク車等の応急給水体制を整備します。

【5-3-2 下水道施設等の防災対策】 《重点》

- 〇 下水道機能を確保するため、管路や処理場等の下水道施設の耐震化や老朽化対策を推進します。
- 災害時の環境悪化を防ぐため、公共下水道整備計画及び農業集落排水整備計画区域外 の単独浄化処理槽について、合併処理浄化槽への転換を推進します。

<指標>

指標	基準値	目標値
水道管の耐震化率	32. 7% (R5)	35% (R9)
下水道管路のストックマネジメント計画に基づく更新割合	27% (R4)	48. 4% (R10)
生活排水処理率	95. 9% (R4)	96. 6% (R9)

5-4 地域交通ネットワークの機能停止とそれに伴う多数かつ長期にわたる孤立地域等 の同時発生

【5-4-1 交通ネットワークの整備】 《重点》

- 旭川と札幌を結ぶ国道で唯一代替路線のない2車線区間である神居古潭〜台場間の4 車線整備について、道路管理者である国に対して整備要望を継続的に実施します。
- 災害時の緊急輸送路及び緊急避難路として、また、国道の代替路として高規格道路 (旭川十勝道路)の整備促進要望を継続的に実施します。
- 高規格道路と市街地をつなぐ都市内交通の確保のため、これらのルートに位置する市 道主要路線の整備を促進するとともに、同様な位置付けとなる国道、道道についても整 備促進要望を継続的に実施します。
- 豪雪に備え、バス路線や交通量が多い幹線道路などの緊急除雪路線の除排雪作業を優 先的に実施し、円滑な交通ネットワークを確保します。

【5-4-2 道路施設の防災対策等】 《重点》

- 緊急輸送道路等の防災上重要な道路に関係する橋りょうの修繕や耐震化を推進しま す。
- 〇 道路陥没を未然に防ぐため、陥没の要因となる舗装路面下に発生する空洞を把握する ため、路面下空洞調査を推進します。
- 倒壊により救急救援活動等の支障となるおそれのある標識や照明, 老朽木などの老朽 化対策を推進します。
- 冬季の安全安心な避難活動のために必要なロードヒーティングの老朽化対策や更新を 推進します。
- 冬季における, 急な坂道などの交通の安全性、円滑性の確保を図るために必要なロードヒーティングの老朽化対策や施設更新を推進します。
- この他、救急救援活動や避難活動の支障となる道路施設の老朽化対策を推進します。

- 〇 災害時における避難行動の円滑かつ確実な実施のため、小中学校などの指定避難所等 へとつながる経路の整備を推進します。
- 〇 安全な道路空間の形成とバリアフリー化した生活道路や通学路等の整備を推進します。
- 緊急輸送道路をまたぐ橋梁からの転落車両による道路閉塞等の被害を防止するため、 車両用防護柵の整備を推進します。

【5-4-3 空港の機能強化】

〇 道外との物資輸送や人的支援の空輸拠点として、旭川空港の施設整備や運行支援等を 推進します。

【5-4-4 公共交通の維持】

- 旭川市地域公共交通計画に基づき、本市と交通事業者と市民が連携し、持続可能な公 共交通体系の構築と公共交通の利用を促進し、公共交通を維持、確保します。
- 災害時の公共交通を確保するため、交通事業者など関係機関との連携を強化します。

【5-4-5 冬季を含めた帰宅困難者対策】 《重点》

○ ホームページや各種 SNS, 広報誌, ハザードマップ, 防災講習等を通して指定避難所 等の周知を図るとともに, 関係機関と連携し, 適切な避難誘導体制の整備を推進します。

<指標>

指標	基準値	目標値
橋りょう修繕率(修繕計画のある橋りょうの修繕率)	60. 9% (R5)	68. 9% (R15)
都市計画道路整備率	65. 7% (R4)	65. 7% (R11)
市道改良率	77. 8% (R4)	80. 2% (R11)
空港乗降客数	105 万人(R5)	161 万人(R11)
路線バスの市民一人当たりの年間利用回数	25. 7 回 (R4)	37. 5 回 (R9)
鉄道の市民一人当たりの年間利用回数	4. 24 回 (R4)	6. 5 回 (R9)
避難場所, 避難所の認知度	30. 8% (R5)	40% (R9)

^{※ 「}橋りょう修繕率」の現状値は第1期計画(H26~R5)の実績値。目標値は第2期(R6~R15)の目標値

6. 迅速な復旧・復興等

6-1 事前復興ビジョンや地域合意の欠如,災害廃棄物の処理や仮設住宅の整備等の停滞による復旧・復興の大幅な遅れ

【6-1-1 災害廃棄物の処理体制の整備】 《重点》

- 〇 「旭川市災害廃棄物処理計画」に基づき、平時からの災害廃棄物の処理体制を整備します。
- 近文清掃工場基幹的設備改良事業において重要設備の浸水対策を行うほか、災害廃棄 物の処理体制の強化を図ります。

【6-1-2 地籍調査の実施】

〇 復旧・復興事業を円滑に進めるため、災害が想定される人口集中地区(DID地区)を優先して地籍調査の推進を図ります。

【6-1-3 仮設住宅等の迅速な確保】

○ 土地の確保、被害認定調査の体制整備、災害被災者用市営住宅の確保とともに、北海 道との連携を強化します。

<指標>

指標	基準値	目標値
1人1日当たりのごみ排出量	909 g (R5)	888 g (R9)
リサイクル率	20. 4% (R5)	25. 0% (R9)
焼却処理量	70, 815 t (R5)	62, 000 t (R9)
埋立処分量	19, 820 t (R5)	19,000 t (R9)
第7次国土調査事業十箇年計画に基づき策定された	21. 7% (R5)	25. 8% (R11)
旭川市地籍調査実施計画(計画期間 R4~R13) において		
優先して調査を進めることとした人口集中地区(DID		
地区)及びそれに隣接した宅地に係る進捗率		

6-2 復旧・復興等を担う人材の絶対的不足や地域コミュニティの機能低下

【6-2-1 災害対応に不可欠な建設業との連携】 《重点》

- 〇 関係機関・関係団体と連携し、若手技術者等の担い手となる人材を継続的に確保・育成するための取組を推進します。
- オペレータの免許取得費用の一部助成等により、オペレータを確保・育成するための 取組を推進します。

○ 季節労働者を対象とした技能講習や資格取得補助等を実施するとともに、企業の安定 経営、新分野進出へ取組を支援し、建設業の担い手の育成・確保等を推進します。

【6-2-2 行政職員の活用促進】

○ 北海道及び道内市町村、中核市との相互応援体制を維持・継続します。

【6-2-3 地域コミュニティ機能の維持・活性化】

〇 町内会, 市民委員会, 地域まちづくり推進協議会等に支援を行い, 地域コミュニティ の維持・活性化を推進します。

【6-2-4 災害ボランティアの養成・模擬訓練】

○ 旭川市社会福祉協議会と連携し、災害ボランティアの養成や災害ボランティアセンターの 設置訓練等の取組を推進します。

<指標>

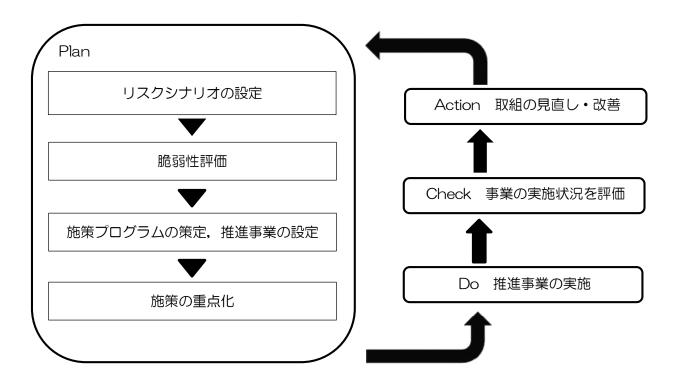
指標	現状値	目標値
旭川管内の建設業における新規求人数に占める就職率	5. 9% (R5)	10% (R11)
災害時等における北海道及び市町村相互の応援等に関する協定	1件(R5)	現状維持
中核市災害相互応援協定	1件(R5)	現状維持
町内会加入率	55. 9% (R5)	55. 9% (R9)
地域活動に参加した市民の割合	27. 8% (R5)	50% (R9)
地域まちづくり推進事業補助金・負担金の交付件数	67件(R5)	67件(R9)
災害ボランティアの登録者数	140 名 (R6)	200 名(R11)

第5章 計画の進行管理

本計画は、「旭川市総合計画」と連動して進行管理を行います。

また、本計画の進行管理を行う中で、社会情勢の大きな変化や考慮すべき自然リスクの変化等により、計画の見直しが必要な場合には、適宜見直しを行うことで施策の最適化を図ります。

【 PDCA サイクル 】



【別表1】 旭川市強靱化に関する脆弱性評価

1. 人命の保護

1-1 地震等による建築物等の大規模倒壊や火災に伴う多数の死傷者の発生

「評価結果)

【1-1-1 住宅、建築物等の耐震化】

○ 公共建築物のほか、民間住宅・建築物等の耐震化について、一層の促進を図る必要があります。

【1-1-2 建築物等の老朽化対策】

- 公共建築物は、築年数等の経過等により老朽化が進んでいることから、市民が安心して利用できる施設を将来にわたり持続的に提供していくため、施設の老朽化対策が必要となります。
- 老朽化した保育所や認定こども園、福祉施設等について、安全な保育及び福祉環境等 を確保する必要があります。
- 市内に所在する管理不全な空家等が生活環境に支障を来しており、災害発生時には、 管理不全な空家等の倒壊による通行人への被害や避難経路の閉塞等を引き起こす可能性 があるため、効果的な空家等対策を実施する必要があります。

【1-1-3 避難場所等の指定・整備・普及啓発】

- 市内小中学校、公園等を指定避難所等として指定していますが、災害種別に対応した 適切な避難体制を確保するため、指定避難所等の立地条件や防災機能等について不断の 見直しを行うとともに、周知を徹底する必要があります。
- 指定緊急避難場所等に指定している公園について、計画的な施設整備を行う必要があります。
- 避難所生活に配慮を要する高齢者等のための福祉避難所として, 市有施設の一部を指 定しているほか, 社会福祉施設等との間で福祉避難所の開設に係る協定を締結していま すが, 今後も福祉避難所の確保に努める必要があります。
- 地震等により道路が破損し、主な避難経路となる生活道路に陥没や波打ちが生じるなどにより、移動が困難となることが想定されます。

【1-1-4 緊急輸送道路等の整備】

- 国道及び道道等の市内骨格道路網における橋りょうを始めとした,道路施設の老朽化 対策及び道路拡幅整備を推進する必要があります。
- 災害時の物資や人材の供給、救急救護活動等に必要となる緊急輸送道路ネットワーク を確保するため、緊急輸送道路上の橋りょうや緊急輸送道路をまたぐ橋りょう、その他 の道路施設等について、今後、施設の老朽化が進行する状況を踏まえ、耐震化や長寿命 化に向けた取組を計画的に行う必要があります。

○ 広域防災拠点となる都市公園と、各地域の防災拠点となる都市公園が連携できるよう に主要幹線道路を中心に、災害に強い基幹的な防災ネットワークを構築する必要があり ます。

【1-1-5 地盤等の情報共有】

〇 身近な地盤情報を共有することで、防災意識の向上が期待できることから、大規模盛 土造成地の位置や規模の情報を周知する必要があります。

1-2 土砂災害による多数の死傷者の発生

[評価結果]

【1-2-1 警戒避難体制の整備】

○ 北海道が指定した土砂災害警戒区域の地区に対して、土砂災害ハザードマップを作成し警戒避難体制の整備を進めています。今後も北海道が土砂災害警戒区域を指定した場合、土砂災害ハザードマップを作成するとともに、周知を徹底する必要があります。

1-3 突発的又は広域的な洪水やため池の損壊、防災インフラの機能不全等に伴う長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生

[評価結果]

【1-3-1 洪水ハザードマップの作成】

○ 国や北海道が指定した河川の洪水浸水想定区域を見直した場合は、洪水ハザードマップを修正する必要があります。

【1-3-2 河川改修等の治水対策】

- 石狩川を始めとする国管理河川の堆積土砂の除去や河道掘削などによる治水安全度の 向上を図る必要があります。
- 北海道管理河川のペーパン川, 倉沼川, 雨紛川, 東光川及び十五号川の河川改修など による治水安全度の向上を図る必要があります。
- 市管理河川の計画的な河道掘削等の実施によるいっ水防止や護岸破損箇所の修繕による河岸浸食防止などを推進する必要があります。
- 近年増加する局所的な集中豪雨による浸水被害軽減のため、雨水管の整備など計画的 な雨水対策を推進する必要があります。
- 浸水被害軽減のため、下水道施設等の更新や整備を行う必要があります。

【1-3-3 ため池の防災対策】

○ 集中豪雨や地震などにより、ため池が決壊した場合の浸水想定区域の設定や指定避難 所等の情報を地域住民に提供する必要があります。

1-4 暴風雪及び豪雪による交通途絶等に伴う多数の死傷者の発生

「評価結果)

【1-4-1 暴風雪時における道路管理体制の強化】

- 風雪時は、道路の通行止めや除雪出動の判断、立ち往生した車両の救出など速やかな 対応が必要となります。
- 〇 暴風雪時は、不要不急の外出を控えるなど平時からの市民の危機意識向上の啓発が必要となります。
- 〇 豪雪時は、効率的な除排雪作業など大雪に対する対策を事前に実施することで、都市機能の低下を最小限に抑えることが必要となります。

【1-4-2 除雪体制の確保】

- 近年の公共事業の減少や除雪従事者の高齢化などにより継続的な除雪体制の確保が難 しくなっていることから、効率的な除雪手法の導入のほか、除雪企業の経営や雇用の安 定化などが必要となります。
- 現在の除雪体制を維持するためには、近郊の雪堆積場の継続確保と、流雪溝、西部融雪槽、融雪施設など、雪を処理する施設の継続的な活用が必要となります。

2. 救助・救急活動等の迅速な実施や避難生活環境の確保

2-1 消防,警察,自衛隊等の被災等による救助・救急活動の停滞

[評価結果]

【2-1-1 防災訓練等による救助・救急体制の強化】

○ 旭川市防災会議では、消防、警察、自衛隊等の行政機関のほか、通信、エネルギー、医療等の関係機関が参加し、連携強化を図っていますが、今後も防災訓練等の機会を通じて災害対応の実効性を高めていく必要があります。

【2-1-2 自衛隊体制の維持・拡充】

○ 北海道に所在する陸上自衛隊の削減や部隊の統廃合等によって人員が不足した場合, 災害発生時における対応が遅れ、被害が拡大する懸念があります。

【2-1-3 救急活動等に要する情報基盤、資機材の整備】

- 〇 災害対応力の維持・強化に向け、消防車両、活動資機材等の整備・更新を行い、消防救 急活動の強化を図る必要があります。
- 聴覚・言語機能障がい者等による現行の通報システム(FAX,メール等)とは別に、 新たにスマートフォン等を利用した音声によらない緊急通報システムを構築し、通報体 制を確立する必要があります。
- 救急救命士等を計画的に養成するとともに、住民等に対する応急手当の普及啓発を推 進する必要があります。
- 消防指令センターと消防車との間でデータ通信を行う車両運用端末装置等について,既存データ通信サービス終了に伴い, 新データ通信サービスに切替える必要があります。
- 119 番通報の受報, 出動指令及び災害対応に係る無線交信等を確実に行うため, 設備の 更新を行う必要があります。
- 〇 1人暮らし高齢者等の火災発生の未然防止、急病時の通報・救護体制を強化する必要があります。
- 24 時間対応の災害出動体制を確保するため、消防署所等の災害活動拠点施設を整備する必要があります。
- 消防水利が不足している地域に新たに水道消火栓を設置する必要があります。
- 道路改良及び拡幅等により、交通障害等になる水道消火栓を移設又は更新する必要があります。

【2-1-4 高齢者等の要配慮者対策】

- 災害が発生した場合に自ら避難することが困難な避難行動要支援者に対し、迅速かつ 円滑な避難支援が行えるよう、支援体制の構築、対象者情報の収集、名簿の作成及び活 用等の対策を推進する必要があります。
- 〇 自ら避難することが困難であり、特に支援を要する避難行動要支援者について、個別 避難計画の作成を促進する必要があります。

【2-1-5 地域防災活動、防災教育の推進】

- 自主防災組織の結成や活動促進のため、防災研修や訓練を実施し、地域防災力の強化 に向けた取組を推進する必要があります。
- 地域防災の中核である消防団の活動体制を強化するため、消防本部との情報共有体制 の向上、教育訓練の充実を図る必要があります。
- 〇 学校における定期的な避難訓練の実施等, 防災教育を通じて学校関係者や児童生徒の 防災意識の向上を図る必要があります。

2-2 被災地における保健・医療・福祉機能等の麻痺、大規模な自然災害と感染症との 同時発生

[評価結果]

【2-2-1 保健所機能等の充実】

- 〇 災害時の保健活動を適切に行うため、職員への研修及び教育等を行い、能力の向上を 図る必要があります。
- 〇 災害発生時における、感染症の発生及びまん延等を防止するため、定期的な予防接種 を促進する必要があります。

【2-2-2 被災時の医療支援体制の強化】

〇 被災時に適切な医療救護活動を実施するため、医療施設等と行政機関の連携強化が必要となります。

【2-2-3 災害時における福祉的支援】

○ 災害に備えた地域防災体制づくりを進め、関係機関、地域との連携を図ることで、要介護高齢者や障がい者等の災害時に支援が必要な方々への支援を充実する必要があります。

2-3 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の 長期停止

[評価結果]

【2-3-1 物資供給等に係る連携体制の整備】

- 物資供給をはじめ医療、救助・救援等の災害時の応急対策を迅速かつ円滑に行うため、 北海道及び道内市町村、民間企業・団体等との間で各種応援協定を締結していますが、 その実効性を確保するため、連絡体制等の整備に努める必要があります。
- 道内自治体からの応援が受けられない場合を想定し,道外自治体と応援協定を締結し, 連絡体制等の整備に努める必要があります。

【2-3-2 非常用物資の備蓄促進】

- 指定避難所をはじめとした市内拠点箇所に食料の備蓄を行っていますが、更なる増強 が必要となります。
- 家庭や事業所等に対して、食料や飲料水等の備蓄を啓発し、各当事者の自発的な備蓄 の取組を促進する必要があります。
- 指定避難所としている市立小中学校や市有施設等の空きスペースを利用した備蓄を基本としていますが、災害時の備蓄品の保管量に限界があることから、備蓄倉庫を整備する必要があります。

【2-3-3 高齢者施設の給水設備整備】

- 災害による断水時にも施設機能を維持するための水の確保を自力でできるようにする ため、高齢者施設の給水施設を整備する必要があります。
- 2-4 避難施設やトイレ、暖房の不足等による劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす、多数の被災者の健康・心理状態の悪化による災害関連死等の発生

「評価結果)

【2-4-1 避難所等の生活環境の改善、健康への配慮】

○ 指定避難所等の開設や運営体制を定めるとともに、避難者の食事や生活環境について 配慮する必要があります。

【2-4-2 積雪寒冷を想定した避難所等の対策】

- 指定避難所等における冬季防寒対策として、暖房器具、発電機、毛布、簡易トイレ等の 備蓄を行っていますが、今後も計画的な備蓄を推進する必要があります。
- 北海道知事から応急仮設住宅の設置について委任された場合は、冬季防寒対策を考慮 した建設を行う必要があります。

【2-4-3 猛暑を想定した避難所等の対策】

○ 近年,市内においても35℃を超える猛暑日が観測されるようになったことから,新たに猛暑による熱中症等の発生を想定した避難所運営を検討する必要があります。

3. 行政機能の確保

3-1 市内外における行政機能の大幅な低下や、警察機能の低下による治安の悪化、社会の混乱

[評価結果]

【3-1-1 災害対策本部機能等の強化】

〇 職員の人事異動等による災害対応力の低下を防止するため、災害対応訓練を計画的に 実施する必要があります。

【3-1-2 行政の業務継続体制の整備】

- 市民生活や経済活動に対する最低限の行政サービスを継続するため、業務継続体制の 強化を図る必要があります。
- 行政サービスの継続には、情報システムやネットワークの稼働が不可欠なため、重要 な業務システムやネットワークの維持及び早期復旧体制を確保するとともに、行政バッ クアップデータの保管体制を定期的に確認する必要があります。

【3-1-3 広域応援・受援体制の整備】

○ 災害時における広域的な支援体制の強化に向け、受援体制の構築を図る必要があります。

【3-1-4 行政情報等のバックアップ機能体制の整備】

○ 北海道は、首都圏等との同時被災の可能性が少ないため、地域的特性を活かしたバックアップ先としての役割を担う必要があります。

【3-1-5 巡回パトロールの実施】

○ 発災直後の混乱期において治安が悪化しないよう、警察と関係機関等との連携による 警備体制の強化を図る必要があります。

4. 経済活動の機能維持

4-1 長期的又は広範囲なサプライチェーンの寸断や中枢機能の麻痺等による企業活動 等の停滞

[評価結果]

【4-1-1 リスク分散を重視した企業立地等の促進】

○ 冷涼な気候や首都圏等との同時被災の可能性が少ないといった優位性を活かし、企業 誘致等の取組を推進する必要があります。

【4-1-2 企業の業務継続体制の強化】

○ 企業の業務継続体制の構築が必要となります。

【4-1-3 被災企業等への金融支援】

○ 災害に伴う経済環境の急変等により影響を受けた企業に対して、早期復旧と経営安定 化を図るため、金融支援のセーフティネットを確保する必要があります。

4-2 市外との基幹交通の機能停止による物流・人流への甚大な影響

[評価結果]

【4-2-1 流通拠点の機能強化】

○ 災害時における円滑かつ迅速な物資供給体制を確保する必要があります。

4-3 食料の安定供給の停滞に伴う、国民生活・社会経済活動への甚大な影響

[評価結果]

【4-3-1 食料生産基盤の整備】

- 農業従事者の高齢化や後継者不足が懸念されるため、次世代の担い手を育成・確保する必要があります。
- 担い手の所得向上のため、地域特性に応じた生産技術及び省力化技術の導入を支援する必要があります。
- 耕作放棄地の発生を防止し生産性を高めるため、生産基盤の整備を支援する必要があります。
- 農作物を野生鳥獣から守るため、農業被害防止対策を実施する必要があります。

【4-3-2 地場産品の販路拡大】

〇 食料の安定供給には一定の生産量を確保することが重要なため、地場産品の高付加価値化・ブランド化を進め、販路の開拓・拡大を促進する必要があります。

【4-3-3 生鮮食料品の流通体制の確保】

○ 北海道内の卸売市場や卸売業者で構成する「道内卸売市場災害対応等ネットワーク推進会議」による生鮮食料品の流通体制が構築されているため、市内のネットワーク参加卸売市場との連携体制を推進する必要があります。

4-4 農地・森林や生態系等の被害に伴う国土の荒廃・多面的機能の低下

[評価結果]

【4-4-1 森林の整備・保全】

○ 大雨や地震等の災害時における土石・土砂の流出や表層崩壊等の山地災害を防止する ため、造林、間伐、林道の維持管理等を推進する必要があります。

【4-4-2 農地・農業水利施設等の保全管理】

○ 農地が持つ保水効果や土壌流出の防止効果等を維持するため、農業水利施設等の維持 管理を推進する必要があります。

5. 情報通信網や電力等ライフライン、交通ネットワークの確保

5-1 通信インフラの障害等による情報収集・伝達の不備・途絶

[評価結果]

【5-1-1 関係機関の情報共有化】

- 防災情報共有システム, 北海道総合行政情報ネットワーク等により, 防災情報等の共有を行っていますが, 一層の効果的な運用に向け, 関係機関との連携を図る必要があります。
- 老朽化した防災行政無線を更新するとともに、災害対策本部と孤立可能性のある指定 避難所等との情報連絡手段を確保する必要があります。

【5-1-2 住民等への情報伝達体制の強化】

- 災害が発生するおそれがある場合には、緊急速報メール・エリアメール、各種 SNS、広報車等を通じて情報伝達していますが、適正な管理と動作確認等を行い、確実な情報伝達体制を確保する必要があります。
- 総務省消防庁が同報系防災行政無線等の未整備団体として本市を公表しており、解消 に向けた取組を進めていく必要があります。
- 避難情報等は緊急速報メール等を用いて住民等へ伝達していますが、携帯電話・スマートフォン等を持っていない方や訪日外国人客への情報伝達に向けた方策を検討する必要があります。

【5-1-3 観光客に対する情報伝達体制の強化】

〇 外国人を含む観光客が情報伝達を十分に行えるよう, 多言語に対応した 119 番の受付 等のほか, 市内の観光施設等と連携した情報収集・提供を進める必要があります。

5-2 長期的又は広範囲なエネルギー供給の停止

[評価結果]

【5-2-1 再生可能エネルギーの導入拡大】

○ 大規模災害により既存エネルギーの生産基盤が打撃を受けた場合,市民生活への甚大 な影響が懸念されるため、再生可能エネルギーの導入拡大を図る必要があります。

【5-2-2 電力基盤等の整備、電気事業者等との連携】

- 〇 電力の安定供給を確保するため、省エネ対策を実施するほか、電気事業者等との連携 を強化する必要があります。
- 停電時のバックアップとして、指定避難所等に非常用発電機の整備、電源供給が可能 な車両(電気自動車等)を導入し、非常用電源の確保を進める必要があります。

【5-2-3 多様なエネルギー資源の活用】

○ 災害時の電力供給を維持するため、多様なエネルギー資源の利活用に向けた方策を検 討する必要があります。

【5-2-4 石油燃料等の供給確保】

○ 災害時に緊急車両や指定避難所等の石油燃料の安定供給を確保する必要があります。

5-3 上下水道施設の長期間にわたる機能停止

[評価結果]

【5-3-1 水道施設等の防災対策】

- 給水機能を確保するため、水道施設の耐震化や老朽化対策を推進する必要があります。
- 大規模な断水に備え、応急給水体制の整備を推進する必要があります。

【5-3-2 下水道施設等の防災対策】

- 下水道機能を確保するため、下水道施設の耐震化や老朽化対策を推進する必要があります。
- 災害時の環境悪化を防ぐため、公共下水道整備計画及び農業集落排水整備計画区域外 の生活排水処理対策を推進する必要があります。

5-4 地域交通ネットワークの機能停止とそれに伴う多数かつ長期にわたる孤立地域等 の同時発生

[評価結果]

【5-4-1 交通ネットワークの整備】

- 災害時における物資輸送や人的支援などを円滑に行うため、緊急輸送に必要な高規格 道路と中心市街地をつなぐ緊急輸送道路等の交通ネットワークを確保する必要がありま す。
- 大規模災害時における, 緊急輸送道路等の被災による輸送活動への影響を最小限にと どめ通行の安全性を確保するため, 代替路の確保による災害に強い都市間交通ネットワ 一クの形成及びこれらを有効に活用するための都市内交通ネットワークの整備促進が必 要となります。
- 平常時・災害時を問わない安定的な輸送を確保するため、国道、道道などの重要物流 道路における脆弱区間の代替路や総合病院等への補完路として指定されている市道区間 の機能強化、維持が必要となります。

【5-4-2 道路施設の防災対策等】

- 災害時の救急救援活動や物資・人材供給の障害となる道路閉塞等の防止や、安全安心な避難活動のため、計画的な橋りょう耐震補強及び修繕や、適切な道路施設等の維持管理を行う必要があります。
- 児童や高齢者、障がい者等に配慮した安全な生活道路等の整備が必要となります。
- 冬期における、急な坂道などの交通の安全性、円滑性の確保を図るために必要な施設 等の整備に努める必要があります。

【5-4-3 空港の機能強化】

〇 道外との物資輸送や人的支援の空輸拠点のため、空港機能の充実を図る必要があります。

【5-4-4 公共交通の維持】

- 災害時における市民の足を確保するため、平時から公共交通の維持、確保に取り組む 必要があります。
- 災害時における運行の確保に向けた取組が必要となります。

【5-4-5 冬季を含めた帰宅困難者対策】

○ 公共交通機関の運行停止時等における帰宅困難者の発生に備えて、指定避難所等の周知を図るとともに、適切な避難誘導等の体制整備を行う必要があります。

6. 迅速な復旧・復興等

6-1 事前復興ビジョンや地域合意の欠如,災害廃棄物の処理や仮設住宅の整備等の 停滞による復旧・復興の大幅な遅れ

[評価結果]

【6-1-1 災害廃棄物の処理体制の整備】

〇 早期の復旧・復興の妨げとなる大量の災害廃棄物を適正かつ迅速に処理するため、災害廃棄物の処理体制を整備する必要があります。

【6-1-2 地籍調査の実施】

○ 迅速な復旧・復興には土地境界を明確にしておくことが重要なため、地籍調査の推進 を図る必要があります。

【6-1-3 仮設住宅等の迅速な確保】

○ 被災者の住まいの迅速な確保等のため、土地の確保、被害認定調査の体制を整備する とともに、平時から北海道と連携する必要があります。

6-2 復旧・復興等を担う人材の絶対的不足や地域コミュニティの機能低下

[評価結果]

【6-2-1 災害対応に不可欠な建設業との連携】

○ 被災時の応急対応、復旧・復興等のほか暴風雪時の除雪などの対応に不可欠である建 設業関連従事者の高齢化や新規就業者の減少に対応するため、将来の担い手となる若手 技術者やオペレータ等の確保・育成などの取組の推進が必要となります。

【6-2-2 行政職員の活用促進】

い 北海道及び道内市町村、中核市との職員派遣等の相互応援体制は確立されていますが、 引き続き応援体制の維持・継続を図る必要があります。

【6-2-3 地域コミュニティ機能の維持・活性化】

〇 災害の復旧・復興には地域での交流等が欠かせないため、地域資源を活用した地域コミュニティの維持・活性化を図る必要があります。

【6-2-4 災害ボランティアの養成・模擬訓練】

〇 災害の円滑な復旧・復興には、災害ボランティアの支援が欠かせないため、災害ボランティアの養成や拠点となる災害ボランティアセンターの体制整備を図る必要があります。

【 別表 2 】 推進事業一覧

	施策プログラム	推進事業名	事業概要	担当部局名
		建築物耐震改修促進 事業	住宅及び建築物に係る耐震診断費及び耐震改修費の一部を 補助し、建築物の耐震化を促進する。	建築部
		大規模建築物耐震改 修促進事業	大規模建築物に係る耐震補強設計費及び耐震改修費の一部 を補助し、建築物の耐震化を促進する。	建築部
1-1-1	住宅, 建築物等の耐震 化	学校増改築事業	学校の増改築を実施する。	学校教育部
		学校施設大規模改造 事業	学校の耐震補強等を実施する。	学校教育部
		老人福祉施設等整備 推進補助金	国の交付金を活用した高齢者施設の耐震化整備、倒壊の危 険性のあるブロック塀の改修整備を行う。	福祉保険部
		学校施設大規模改修 事業	老朽化した学校施設の大規模改修を実施する。	学校教育部
		都市計画公園整備事 業	各公園施設の長寿命化対策工事を実施する。	土木部
		花咲スポーツ公園再 整備事業	花咲スポーツ公園における公園施設の長寿命化対策工事を 実施する。	土木部
		運動公園整備事業	東光スポーツ公園における公園施設の長寿命化対策工事を 実施する。	土木部
1-1-2	建築物等の老朽化対策	公園整備事業	各公園施設の長寿命化対策工事を実施する。	土木部
1 1 2	<u> </u>	私立認可保育所等建 設補助金	保育所等運営法人に対して増改築等に係る経費の一部を補助する。	子育て支援部
		老人福祉施設等整備 推進補助金	国の交付金を活用した高齢者施設の老朽化に伴う大規模修 繕を行う。	福祉保険部
		空家等総合対策事業	地域住民の生活環境に支障を来している「空き家問題」の 迅速な解決及び予防を図るため、不良空き家住宅の除却費 補助、条例に基づく緊急安全措置の実施のほか空家等対策 計画を策定するなど、効果的な空家等対策事業を実施す る。	建築部
		住宅改修促進事業	長く快適に住み続けられる住まいづくりを促進するため, 既存住宅の省エネ化や長寿命化など住宅改修工事費用の一部を補助する。	建築部
		各公共建築物の整 備・改修事業や維持 管理事業	公共建築物の設備,改修及び維持管理を実施する。	各部局

	施策プログラム	推進事業名	事業概要	担当部局名
		学校施設防災機能強 化事業	災害時の避難場所として、機能強化を図るための改修を実施する。	学校教育部
		防災施設等整備事業	指定避難所等の指定及び周知を実施する。	防災安全部
		道路側溝整備事業	市街地での浸水被害を防止し、安全で快適な道路空間の形成とバリアフリー化を推進するため生活道路や通学路等の整備を行う。	土木部
1-1-3	避難場所等の指定・整	都市計画公園整備事 業	避難所等となる公園の整備工事を実施する。	土木部
1-1-3	備・普及啓発	花咲スポーツ公園再 整備事業	指定緊急避難場所である花咲スポーツ公園の整備工事を実 施する。	土木部
		運動公園整備事業	広域防災拠点である東光スポーツ公園の整備工事を実施する。	土木部
		公園整備事業	避難所等となる公園の整備工事を実施する。	土木部
		地域歩行空間等整備 事業	子どもや高齢者等に配慮した避難経路の整備を行う。	土木部
		道路橋りょう整備事 業	市道の新設、改築、修繕等に関する事業のうち緊急輸送道路や避難路等の整備を行う。なお、具体な事業内容等については別に定める「ほっかいどう道路整備プログラム」による。	土木部
		都市計画道路整備事 業	旭川圏都市計画道路の新設、改築、修繕等に関する事業で、緊急輸送道路や避難路等の整備を実施する。なお、具体な事業内容等については別に定める「ほっかいどう道路整備プログラム」による。	土木部
1-1-4	緊急輸送道路等の整備	道路側溝整備事業	市街地での浸水被害を防止し、安全で快適な道路構造へ改良整備を行う。	土木部
		街路樹管理事業	安全な道路空間を保持するため、計画的かつ効率的な街路樹の維持管理を行う。	土木部
		高規格道路 道道鷹栖 東神楽線整備事業(緊 急輸送道路) (北海 道)	・災害時における緊急輸送を円滑かつ確実に実施するため、関係機関と連携を図りながら、緊急輸送道路等の計画的な整備等を推進する。 ・災害時の物資や人材の供給、救急救護活動等を速やかに行えるよう、緊急輸送道路に関係する橋りょうの修繕や耐震化を推進する。	土木部
1-1-5	地盤等の情報共有	宅地耐震化推進事業	宅地造成工事規制区域及び市内傾斜地に存在する宅地を対象に,大規模盛土造成地の有無や状況を調査し,市民への情報提供を行う。	地域振興部
1-2-1	警戒避難体制の整備	防災対策事業	土砂災害ハザードマップの作成及び周知を実施する。	防災安全部

	施策プログラム	推進事業名	事業概要	担当部局名
1-3-1	洪水ハザードマップの 作成	洪水ハザードマップ 整備事業	洪水ハザードマップの見直し及び周知を実施する。	防災安全部
		河川整備事業	洪水被害を防止するため、河川及び排水路の改修整備を行う。 う。	土木部
1-3-2	河川改修等の治水対策	公共下水道(汚水・ 雨水)整備事業(管 路施設)	浸水対策のため、雨水管等を整備する。	上下水道部
1-3-3	ため池の防災対策			
1 4 1	暴風雪時における道路	除雪事業	安全な道路環境の保全を図るため、冬期間における道路の除排雪を行う。	土木部
1-4-1	要風当時における追路 管理体制の強化	雪対策事業	暴風雪時における緊急除雪体制の構築と情報の提供を行う。	土木部
		除雪事業	安全な道路環境の保全を図るため、冬期間における道路の除排雪を行う。	土木部
		雪対策事業	旭川市雪対策基本計画に基づく取組を推進する。	土木部
1 4 0		消流雪管理事業	流雪溝などを円滑で安全に供用するため、適正な維持管理 を行う。	土木部
1-4-2	除雪体制の確保	道路橋りょう整備事 業	冬期間の安全で快適な通行確保のため、急な坂道などにお ける融雪施設の更新を行う。	土木部土木部
		道路側溝整備事業	冬期間の安全で快適な通行確保及び歩行者空間確保のため,融雪施設の整備更新を行う。	土木部
		下水処理施設の更新 事業	西部融雪槽の整備・更新を行う。	上下水道部
2-1-1	防災訓練等による救 助・救急体制の強化	防災対策事業	関係機関との連携を強化、防災訓練を実施する。	防災安全部
2-1-2	自衛隊体制の維持・拡 充			

	施策プログラム 推進事		事業概要	担当部局名
		消防活動資機材整備 事業	消防活動資機材等の整備・更新を行う。	消防本部
		消防自動車整備事業	消防車両等の整備・更新を行う。	消防本部
		総合防災センター管 理事業	聴覚・言語機能障がい者等が、スマートフォン等を利用し た音声によらない緊急通報を行えるシステムを構築する。	消防本部
		救急高度化推進事業	救急救命士・救急隊員を計画的に養成する。	消防本部
2-1-3	救急活動等に要する情	高機能消防指令セン ター装置改修事業	消防指令センターと消防車との間でデータ通信を行う車両 運用端末装置等を改修する。	消防本部
2-1-3	報基盤, 資機材の整備	高機能消防指令セン ター総合整備事業	高機能消防指令センター装置及び消防救急デジタル無線設 備を更新する。	消防本部
		高齢者等防火安全推 進事業	火災・急病等の緊急時の通報・救護体制を確保する緊急通 報システムを整備する。	消防本部
		消防庁舎整備事業	消防署所等の災害活動拠点施設を整備する。	消防本部
		水道消火栓新設事業	消防水利が不足している地域に水道消火栓を設置する。	消防本部
		水道消火栓管理事業	水道消火栓及び標識を適正配置する。	消防本部
2-1-4	高齢者等の要配慮者対 策	避難行動要支援者名 簿整備事業	災害時に避難支援が必要な方が、身近な地域で避難支援を 受けられるように名簿を作成するとともに、災害時に迅速 な避難支援が行われるよう、避難行動要支援者についての 個別避難計画の作成を促進する。	福祉保険部 防災安全部
2-1-5	地域防災活動,防災教	コミュニティ防災資 機材等整備事業	自主防災組織の結成及び活動を支援する。	防災安全部
	育の推進	消防団活動推進事業	消防団の活動体制の強化を図る。	消防本部
		地域保健対策推進事 業	地域保健活動の円滑な推進を図る。	保健所
2-2-1	保健所機能等の充実	感染症予防対策事業	感染症に関する正しい知識の普及や人材養成等を推進す る。	保健所
		予防接種事業	感染症の発生及びまん延を防止するため, 平常時からの定期的な予防接種を促進する。	保健所

	施策プログラム	推進事業名	事業概要	担当部局名
2-2-2	被災時の医療支援体制 の強化	防災対策事業	医師会、歯科医師会及び薬剤師会との防災協定の継続、連 携体制を確保する。	防災安全部
2-2-3	災害時における福祉的 支援	地域福祉活動の担い 手の養成	高齢者や障がい者等を支援する担い手を確保する。	福祉保険部
2-3-1	物資供給等に係る連携 体制の整備	防災対策事業	北海道内外の自治体や関係機関との防災協定の締結、連携 体制を確保する。	防災安全部
2-3-2	非常用物資の備蓄促進	防災施設等整備事業	指定避難所等の備蓄品を整備、家庭や事業所などへの自発 的な備蓄を促進する。	防災安全部
2-3-3	高齢者施設の給水設備 整備	老人福祉施設等整備 推進補助金	国の交付金を活用した高齢者施設の給水施設整備を行う。	福祉保険部
2-4-1	避難所等の生活環境, 健康への配慮	防災施設等整備事業	避難所の開設及び運営体制を確保するとともに、避難所の 生活環境の向上を図る。	防災安全部
2-4-2	積雪寒冷を想定した避 難所等の対策	防災施設等整備事業	指定避難所等の備蓄品を整備する。	防災安全部
2-4-3	猛暑を想定した避難所 等の対策	学校施設冷房設備整 備事業	学校施設に冷房設備等を整備する。	学校教育部
3-1-1	災害対策本部機能等の 強化	防災対策事業	災害対策本部訓練を実施する。	防災安全部
3-1-2	行政の業務継続体制の 整備	防災対策事業	「旭川市業務継続計画」に基づく業務継続体制を確保す る。	防災安全部
3-1-3	広域応援・受援体制の 整備	防災対策事業	「旭川市災害時受援計画」に基づく受援体制を確保する。	防災安全部
3-1-4	行政情報等のバック アップ機能体制の整備	企業誘致地域活力創 生事業	企業進出による、地域経済の活性化のため、周辺3町や経済界と連携し、積極的な誘致活動を展開する。	経済部
3-1-5	巡回パトロールの実施			
4-1-1	リスク分散を重視した 企業立地等の促進	企業誘致地域活力創 生事業	企業進出による,地域経済の活性化のため,周辺3町や経済界と連携し,積極的な誘致活動を展開する。	経済部
4-1-2	企業の業務継続体制の 強化	振興行政事業	経営者等の資質の向上、中小企業の組織化の促進、経営改善のための経営指導等を通じての経営体質の強化など、中小企業の振興・育成を支援することにより、地域経済の活性化と雇用の促進を図るため、経営指導等に対する助成、中小企業等の組織化の促進、地域企業活動の支援等を行う。	経済部
4-1-3	被災企業等への金融支 援	中小企業振興資金融 資事業	市内中小企業者等の経営基盤の強化,新規創業の促進等を 図るため、中小企業振興資金に係る原資預託及び利子補給 等を行い、中小企業者等における資金調達の円滑化を図 る。	経済部

	施策プログラム	推進事業名	事業概要	担当部局名
		道路橋りょう整備事 業	市道の新設、改築、修繕等に関する事業のうち交通・物流 拠点へのアクセス機能の向上、避難路等の整備を行う。な お、具体な事業内容等については別に定める「ほっかいど う道路整備プログラム」による。	土木部
4-2-1	4-2-1 流通拠点の機能強化	都市計画道路整備事 業	旭川圏都市計画道路の新設、改築、修繕等に関する事業で、緊急輸送道路や避難路等の整備を実施する。なお、具体な事業内容等については別に定める「ほっかいどう道路整備プログラム」による。	土木部
		道路側溝整備事業	市街地での浸水被害を防止し、安全で快適な道路空間の形成とパリアフリー化を推進するため生活道路や通学路等の整備を行う。	土木部
		新規就農確保·育成 対策事業	全国的に担い手の減少が続く中、本市農業を力強く発展させるため、地域と行政が一体となって新規就農者の受入から経営発展まで一貫した支援を行い、地域を牽引する競争力の高い経営体を育成する。	農政部
		担い手確保・育成 バックアップ対策事 業	多様な農業経営の発展を推進するため、地域と行政が連携した 若手経営者や後継者等の育成体制の構築や若手経営者等の視野 拡大・経営感覚の醸成に向けた機会を創出するとともに、生産 現場において不足する労働力の確保に向けた多方面からの対 策、取組を進める。	農政部
		経営継承・発展支援 事業	将来にわたって地域の農地利用等を担う農業者を確保する ため、地域農業の担い手である先代事業者の経営を継承 し、発展させる後継者の取組を支援する。	農政部
		新規就農者育成総合 対策事業	新規就農者の就農意欲の喚起と就農後の定着を図るため, 所得,年齢等の一定要件を満たした新規就農者に対して, 経営開始時の機械・施設等の導入支援及び経営開始資金を 交付する。	農政部
		経営体育成支援事業	市の農業を将来に渡り守っていく担い手農業者の経営基盤 の強化を図るため、人・農地プランに位置付けられた中心 経営体等の農業用機械等の導入を支援する。	農政部
4-3-1	食料生産基盤の整備	農業経営強化資金融 資事業	経営感覚に優れた効率的かつ安定的な農業経営体の育成と 農業経営基盤の強化を図るため、農業者等に対し農業経営 の改善や規模拡大、経営の維持などに必要な資金を融通す る。	農政部農政部農政部農政部
7 0 1	及行工库公型V证明	中山間地域等直接支 払事業	耕作条件が不利な中山間地域等における耕作放棄地の発生 防止と農業の多面的機能の維持・確保を目的とし、本市に おける中山間地域等直接支払制度対象地域で実施される共 同取組活動に対し補助金を交付する。	農政部
		生産基盤改善促進事 業	排水不良や石礫の多い農地等,生産性の低いほ場条件の改善や区画整理に対する助成を実施し,営農継続へ向けた支援を行うとともに,耕作放棄地の発生を防止し,生産性の高い営農体制づくりを進める。	農政部
		強い園芸産地づくり 支援事業	耐久性や作業効率性の高いハウスの整備を進めることで、 産地としての生産性を高めるとともに、 災害等の影響を受けにくく安定生産可能な体制づくりを支援する。	農政部
		田畑をまもる鳥獣被害総合対策事業	農作物を野生鳥獣から守るため、旭川市鳥獣被害対策実施隊を設置し、被害防止対策を実施する。	農政部
		農業担い手研修育成 事業	就農前研修生,新規園芸参入者等への研修,巡回支援を行う。	農政部
		スマート農業・省力 化技術導入支援事業	担い手の減少、高齢化等による労働力不足を背景として、スマート農業機器の導入や農作業における省力化は、今後の農業経営の維持、拡大に不可欠なものである。スマート農業機器及び省力化技術の導入を支援する。	農政部

	施策プログラム	推進事業名	事業概要	担当部局名
		地場産品開発・販路 拡大支援事業	中小企業の製品開発や販路開拓の支援等により、生産・販売・収益の拡大を目指し、地域経済の活性化を図る。	経済部
4-3-2	地場産品の販路拡大	食品産業支援事業	地場農産物等を活用した付加価値の高い,市場競争力のある加工食品の開発を促進し,地域経済を活性化させる。	経済部
		農産物等流通拡大支 援事業	農産物の付加価値向上や流通拡大を図るため、食品関連事業者とのマッチング、新商品開発、販路拡大の取組及び加工・販売等の整備など農業者自らが行う取組を支援する。	農政部
4-3-3	生鮮食料品の流通体制 の確保			
4 4 1	太 十 の乾饼 / I/ A	森林整備対策事業	民有林(私有林)の持つ多面的機能の維持・増進を図るため、造林、間伐等の施業や林業専用道等の改良並びに路面の草刈り等に係る経費の一部を助成し、森林整備の促進を図る。	農政部
4-4-1	森林の整備・保全	明日のもり事業	森林の持つ多面的機能や公益的機能の発揮を促進するため、市有林の造林や間伐等の適切な森林整備を行い、市民の貴重な緑の財産として、快適で安全な空間を将来に向けて提供する。	農政部
		道営土地改良費	は場の大区画化、農地の排水対策、老朽化した農業水利施設等の更新など、農業の生産力や競争力強化、農村地域の強靭化に不可欠な整備に係る地元負担を軽減する。	農政部
4-4-2	農地・農業水利施設等の保全管理	かんがい排水整備事業	農業の生産性や農村環境の向上のため、農業水利施設の整備や適切な維持管理に対する助成を行う。	農政部
		基幹水利施設管理事 業	土地改良区と連携を図りつつ、大規模で公共性の高い基幹 水利施設(ダム等)と幹線用排水路について、安定したか んがい用水供給のため、適切な施設の管理を行う。	農政部
5-1-1	関係機関の情報共有化	防災対策事業	防災情報システムの整備、防災情報システムを使用した連 携を促進する。	防災安全部
5-1-2	住民等への情報伝達体	防災対策事業	住民などに対する防災情報の情報伝達体制を確保する。	防災安全部
5-1-2	制の強化	災害時緊急情報配信 事業	災害情報の迅速かつ確実な伝達を行うため、同報系防災行 政無線等の整備など、国が推進する情報伝達手段の多様 化・多重化についての検討を進める。	防災安全部
F 1 2	観光客に対する情報伝	観光受入体制充実事 業	観光客に対する情報伝達体制を整備する。	観光スポーツ部
5-1-3	銀元各に対する情報伝達体制の強化	総合防災センター管 理事業	聴覚・言語機能障がい者等が、スマートフォン等を利用した音声によらない緊急通報を行えるシステムを構築する。	消防本部
5-2-1	再生可能エネルギーの	近文清掃工場基幹的 設備改良事業	近文清掃工場の建設から50年を目処とした安定稼働のため、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金を活用し、設備改良工事を実施する。	環境部
	導入拡大	地域エネルギー設備 等導入促進事業	本市の地域特性を生かしたエネルギー設備等を導入する費用の一部を補助することにより、本市における再生可能エネルギーの利用等を推進する。	環境部

	施策プログラム	推進事業名	事業概要	担当部局名
		地域温暖化対策推進 事業	地球温暖化対策に係る市民意識の向上を図るため、若年層向け周知啓発活動(学校授業での出前講座等)の強化充実と子供たちを対象にすることによる、その親を含めた世代間での温暖化防止に向けた取組を促進する。	環境部
		防災施設等整備事業	指定避難所等に非常用発電機を整備する。	防災安全部
5-2-2	電力基盤等の整備、電気事業者等との連携	老人福祉施設等整備 推進補助金	国の交付金を活用した高齢者施設の非常用発電設備整備を 行う。	福祉保険部
		障害者福祉施設等整 備補助金	障害者施設等の安全·安心を確保するため、耐震化整備、ブロック塀等改修、非常用自家発電設備整備等の施設整備に対して支援を行う。	家発電設備整備等の施設整備に 福祉保険部
		公用電気自動車導入 事業	公用車に電気自動車を導入する。	総務部
		近文清掃工場基幹的 設備改良事業	近文清掃工場の建設から50年を目処とした安定稼働のため、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金を活用し、設備改良工事を実施する。	環境部
5-2-3	の活用	次世代自動車充電インフラ整備運用事業	旭山動物園に設置した電気自動車用充電器を運用し、電気 自動車等の次世代自動車の普及を促進する。	環境部
		地域木質バイオマス 利活用促進事業	域内の豊富な森林資源を暖房用木質バイオマスとして活用するための、地元産薪の流通促進、市民等の薪ストーブの導入促進及び市民の木質バイオマスに対する関心並びに建築士の木質バイオマスに関する理解促進などの木質バイオマスの利活用に関する一体的な取組を行う。	環境部
5-2-4	石油燃料等の供給確保	防災対策事業	石油販売業者の団体との防災協定の継続, 連携体制を確保 する。	防災安全部
		塩化ビニル本管の更 新	塩化ビニル管の更新による水道管の耐震化を推進する。	上下水道部
5-3-1	水道施設等の防災対策	経年管の更新	経年管の更新による水道管の耐震化を推進する。	上下水道部
		浄水施設の更新	老朽化した浄水施設の更新を行う。	上下水道部
		公共下水道 (汚水・ 雨水) 整備事業 (管 路施設)	浸水対策のため、雨水管等を整備する。	上下水道部
5-3-2	。下水道施設等の防災対	下水道施設の更新・ 機能高度化事業	ストックマネジメント計画に基づく管渠及び処理場・ポンプ場等の更新、耐震化を実施する。	上下水道部
0 0-2	策	農業集落排水施設の 更新事業	老朽化した管渠及び処理施設等の更新, 耐震化を実施する。	上下水道部
		浄化槽設置整備事業	公共下水道整備計画及び農業集落排水整備計画区域外の地域における生活排水処理の促進による,対象地域市民の生活環境の改善及び生活雑排水による河川の水質汚濁の防止等環境改善を行う。	環境部

	施策プログラム	推進事業名	事業概要	担当部局名
		国道12号線(神居町春志内中央帯・付加車線整備)(国) 国道12号(神居古潭〜台場間)の4車線化	旭川と札幌を結ぶ国道で唯一代替路線のない2車線区間である神居古潭〜台場間の4車線整備について,道路管理者である国に対して整備要望を継続的に実施する。	土木部
		高規格道路 旭川十勝道路(国)	災害時の緊急輸送路及び緊急避難路として、また、国道の 代替路として高規格道路(旭川十勝道路)の整備促進要望 を継続的に実施する。	土木部
5-4-1	交通ネットワークの整 備	高規格道路 道道鷹栖 東神楽線整備事業(北 海道)	高規格道路と市街地をつなぐ都市内交通の確保のため、これらのルートに位置する市道主要路線の整備を促進するとともに、同様な位置付けとなる国道、道道についても整備促進要望を継続的に実施する。	土木部
		道路橋りょう整備事 業	市道の新設、改築、修繕のうち防災・安全対策に係わる事業、避難路等の整備を行う。なお、具体な事業内容等については別に定める「ほっかいどう道路整備プログラム」による。	土木部
		道路側溝整備事業	市街地での浸水被害を防止し、安全で快適な道路空間の形成とバリアフリー化を推進するため生活道路や通学路等の整備を行う。	土木部
		都市計画道路整備事 業	旭川圏都市計画道路の新設、改築、修繕等に関する事業で、緊急輸送道路や避難路等の整備を実施する。なお、具体な事業内容等については別に定める「ほっかいどう道路 整備プログラム」による。	土木部
	道路施設の防災対策等	道路橋りょう整備事 業	市道の新設、改築、修繕のうち防災・安全対策に係わる事業、避難路等の整備を行う。なお、具体な事業内容等については別に定める「ほっかいどう道路整備プログラム」による。	土木部
5-4-2		道路側溝整備事業	市街地での浸水被害を防止し、安全で快適な道路空間の形成とバリアフリー化を推進するため生活道路や通学路等の整備を行う。	土木部
		街路樹管理事業	安全な道路空間を保持するため、計画的かつ効率的な街路樹の維持管理を行う。	土木部
5-4-3	力洋の機能が	航空路線確保対策事 業	国内・国際航空路線の維持及び拡充を図るため、関係機関等と連携した旭川空港の利用活性化に向けたPR活動や、運航支援等を実施する。	地域振興部
5-4-3	空港の機能強化	空港整備事業	都市としての拠点性を高め、より一層交流を促すため、空 港施設の整備を実施する。	地域振興部
5_1_1	公共交通の維持	地域公共交通対策事 業	路線バスなどの公共交通体系の維持、確保、充実を図るため、関係機関との連携を図りながら路線維持対策、利用促進事業等を行う。	地域振興部
5-4-4	五六文選の飛行	J R路線維持対策事業	JR北海道の鉄道事業見直しに対し、北海道及び関係自治体、関係団体と連携し、鉄路の維持に向け、利用促進策の実施や路線維持に係る支援を行う。	地域振興部
5-4-5	冬季を含めた帰宅困難 者対策	防災施設等整備事業	指定避難所等の指定及び周知を実施する。	防災安全部

	施策プログラム	推進事業名	事業概要	担当部局名
		近文清掃工場基幹的 設備改良事業	近文清掃工場の建設から50年を目処とした安定稼働のため、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金を活用し、設備改良工事を実施する。	環境部
6-1-1	災害廃棄物の処理体制 の整備	缶・びん等資源物中 間処理施設整備事業	缶・びん等の資源物中間処理施設である近文リサイクルプラザの老朽化や成果品の品質改善といった課題に対処するため、現施設に代わる新たな施設として(仮称)旭川市リサイクルセンターを循環型社会形成推進交付金を活用して整備する。	環境部
		次期最終処分場整備 事業	現最終処分場の埋立期限である令和12年3月を見据え、廃棄物の埋立処分を滞りなく安定して実施するため、旭川市次期一般廃棄物最終処分場を循環型社会形成推進交付金を活用して整備する。	環境部
6-1-2	地籍調査の実施	地籍調査事業	国土調査法に基づき、一筆ごとの又は街区を構成する土地 の所有者、地番、境界等の調査・測量を行い、その結果を 地図と簿冊にする。	土木部
6-1-3	仮設住宅等の迅速な確 保			
6-2-1	災害対応に不可欠な建 設業との連携	雪対策事業	除雪オペレータを確保・育成するための取組を推進する。	土木部
0-2-1		季節労働者通年雇用 促進事業	地域協議会(上川中部1市8町の行政,経済,労働団体で構成。 事務局は旭川市)への負担金支出を行うことで,当該団体が実施する技能講習や資格取得補助等の取組を支援し,季節労働者の通年雇用化を促進する。	経済部
6-2-2	行政職員の活用促進	防災対策事業	北海道内外の自治体との防災協定の締結及び継続、連携体 制を確保する。	防災安全部
6.0.0	地域コミュニティ機能	住民活動推進事業	住民組織活動を推進し、住みよい地域社会の形成を図るため、地区市民委員会等の運営や、町内会等が行う加入促進、担い手育成、地域課題の解決等に繋がる事業に対し補助金を交付し、地域が主体的に取り組む活動を支援する。	市民生活部
6-2-3	の維持・活性化	地域まちづくり推進 事業	地域まちづくり推進協議会において地域情報の共有化を図り, 地域の課題解決や活性化に資する取組を支援する。	市民生活部
6-2-4	災害ボランティアの養 成・模擬訓練	防災対策事業	旭川市社会福祉協議会との防災協定の継続・連携体制を確 保する。	防災安全部

【 別表3 】 指標一覧

	リスクシナリオ	指標	現状値	目標値
		建築物の耐震化率	88. 5% (R5)	95% (R11)
		自ら居住する住宅の住み心地が悪いと感じてい る市民の割合	8. 9% (R5)	8. 9% (R9)
		耐震性のない、又は、耐震診断未実施の学校数	5校 (R4)	0校 (R9)
		子どもたちへの教育環境が充実していると感じ る市民の割合	27. 3% (R5)	42% (R9)
		公園施設の更新割合	33. 2% (R4)	52. 4% (R11)
1-1	地震等による建築物等 の大規模倒壊や火災に	崩壊・損壊等の危険性のある空き家の数	48棟 (R5)	40棟 (R9)
	生	避難場所、避難所の認知度	30. 8% (R5)	40% (R9)
		市道改良率	77. 8% (R4)	80. 2% (R11)
		指定福祉避難所の指定数	76箇所 (R5)	現状値以上
		橋りょう修繕率(修繕計画のある橋りょうの修繕率) ※ 現状値は第1期計画(H26~R5)の実績値。 目標値は第2期(R6~R15)の目標値	60. 9% (R5)	68. 9% (R15)
		都市計画道路整備率	65. 7% (R4)	65. 7%
1-2	土砂災害による多数の 死傷者の発生	土砂災害ハザードマップの作成率	100% (R5)	現状維持
1-3	突発的又は広域的な洪 水やため池の損壊,防 災インフラの機能不全	河川管理施設における計画対策箇所数	0箇所(R4)	21箇所 (R9)
1-3	等に伴う長期的な市街 地等の浸水による多数 の死傷者の発生	下水道計画に基づく雨水整備面積	2, 019ha (R5)	2, 051ha (R11)
1-4	暴風雪及び豪雪による 交通途絶等に伴う多数 の死傷者の発生	除排雪が良いと感じている市民の割合 ※ 現状値は、旭川市民アンケート調査の直近 3回(R1, R3, R5)の平均値	16. 4% (R5)	20% (R9)

	リスクシナリオ	指標	現状値	目標値
		各種防災訓練への参加人数	995人 (R5)	1, 200人 (R11)
		出火率	2.6件/万人(R5)	2. 55件/万人(R11)
		火災による死者数	1.86人(R5)	1. 31人 (R11)
		心肺停止傷病者の救命率	10. 1% (R4)	14. 2% (R11)
2-1	消防、警察、自衛隊等 の被災等による救助・ 救急活動の停滞	避難行動要支援者名簿の提供団体数	41団体 (R5)	70団体 (R11)
		個別避難計画の作成数	35計画 (R5)	200計画 (R11)
		自主防災組織率	63. 1% (R5)	65% (R9)
		住民防災組織の活動回数	1. 4回 (R5)	3. 5回 (R9)
		地区防災計画の作成数	4 計画 (R5)	16計画 (R11)
		病院など医療体制を評価している市民の割合	48. 8% (R5)	61. 2% (R9)
	被災地における保健・ 医療・福祉機能等の麻	麻しん・風しん予防接種第1期接種率	97% (R4)	100% (R9)
2-2		災害時の医療救護活動に関する協定	2件(R6)	現状維持
2-2	痺, 大規模な自然災害 と感染症との同時発生	災害時の歯科医療救護活動に関する協定	1 件 (R5)	(R5) 現状維持
		地域福祉活動の担い手養成人数	191人 (R4)	236人(R11)
		避難確保計画の作成率	94. 4% (R5)	100% (R11)
		防災関係の協定数	105件 (R5)	現状値以上
2-3	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等,生 命に関わる物資・エネルギー供給の長期停止	道外自治体等との応援協定件数	3件(R5)	現状維持
		3日以上備蓄している市民の割合	14. 0% (R5)	30% (R11)

	リスクシナリオ	指標	現状値	目標値
2-4	避難施設やトイレ、暖 房の不足等による系 な避難生活環境、不ら 分な健康管理がもたら す、多数の被災者の健 康・心理状態の悪化に よる災害関連死等の発 生	公的備蓄の達成率	46. 5% (R5)	75% (R11)
3-1	市内外における行政機能の大幅な低下や、警察機能の低下による治安の悪化、社会の混乱	各種防災訓練の参加人数	995人 (R5)	1, 200人 (R11)
		企業立地件数	6件(R5)	17件 (R6 [~] R9)
4-1	長期的又は広範囲なサ プライチェーンの寸断 や中枢機能の麻痺等に よる企業活動等の停滞	企業立地件数	6件(R5)	17件 (R6 [~] R9)
		市内企業の従業員に占める正規従業員の割合	63. 7% (R5)	65% (R11)
		被災した中小企業者等向け融資メニュー数	1 件 (R5)	現状維持
4-2	市外との基幹交通の機 能停止による物流・人 流への甚大な影響	市道改良率	77. 8% (R4)	80. 2% (R11)
		都市計画道路整備率	65. 7% (R4)	65. 7% (R11)
4-3	食料の安定供給の停滞 に伴う、国民生活・社 会経済活動への甚大な 影響	新規就農者数	68人 (R5)	74人(R11)
		面積当たりの個人農業所得額	117, 225円/ha (R4)	142, 584/ha (R11)
		担い手農家への農地集積率	93. 2% (R5)	95. 6% (R11)
		農業生産額	137億円 (R5)	149億円 (R11)
		粗付加価値額	85, 108百万円 (R2)	85, 108百万円 (R11)
4-4	農地・森林や生態系等 の被害に伴う国土の荒 廃・多面的機能の低下	民有林における森林経営計画面積の認定率	63. 9% (R4)	74. 2% (R11)
		面積当たりの個人農業所得額	117, 225円/ha (R4)	142, 584円/ha (R11)
5 - 1	通信インフラの障害等 による情報収集・伝達 の不備・途絶	災害時の防災体制が良いと感じている市民の割 合	15. 8% (R5)	20% (R9)

	リスクシナリオ	指標	現状値	目標値
5-2	長期的又は広範囲なエネルギー供給の停止	環境に配慮した行動に取り組む市民の割合	80. 6% (R5)	86% (R9)
		省エネに努めている市民の割合	61. 7% (R5)	70% (R9)
		災害時の石油類燃料の優先供給に関する協定	2件(R5)	現状維持
5-3	上下水道施設の長期間にわたる機能停止	水道管の耐震化率	32. 7% (R5)	35% (R9)
		下水道管路のストックマネジメント計画に基づ く更新割合	27% (R4)	48. 4% (R10)
		生活排水処理率	95. 9% (R4)	96. 6% (R9)
5-4	地域交通ネットワーク の機能停止と長期に 多多の立地域等の同時発生	橋りょう修繕率(修繕計画のある橋りょうの修繕率) ※ 現状値は第1期計画(H26~R5)の実績値。 目標値は第2期(R6~R15)の目標値	60. 9% (R5)	68. 9% (R15)
		都市計画道路整備率	65. 7% (R4)	65. 7% (R11)
			77. 8% (R4)	80. 2% (R11)
		空港乗降客数	105万人 (R5)	161万人(R11)
		路線バスの市民一人当たりの年間利用回数	25. 7回 (R4)	37. 5回 (R9)
		鉄道の市民一人当たりの年間利用回数	4. 24回 (R4)	6. 5回 (R9)
		避難場所、避難所の認知度	30. 8% (R5)	40% (R9)

	リスクシナリオ	指標	現状値	目標値
6-1	事前復興ビジョンや地 東台意の欠如の変を 一次のの理や仮設住よる の整備等の停滞になる で のと で のと で のと で の で の と の と の と の と の	1人1日当たりのごみ排出量	909 g (R5)	888 g (R9)
		リサイクル率	20. 4% (R5)	25. 0% (R9)
		焼却処理量	70, 815 t (R5)	62, 000 t (R9)
		埋立処分量	19, 820 t (R5)	19, 000 t (R9)
		第7次国土調査事業十箇年計画に基づき策定された旭川市地籍調査実施計画(計画期間R4~R13)において優先して調査を進めることとした人口集中地区(DID地区)及びそれに隣接した宅地に係る進捗率	21. 7% (R5)	25. 8% (R11)
6-2	復旧・復興等を担う人 材の絶対的不足や地域 コミュニティの機能低 下	 旭川管内の建設業における新規求人数に占める 就職率 	5. 9% (R5)	10% (R11)
		災害時等における北海道及び市町村相互の応援 等に関する協定	1 件 (R5)	現状維持
		中核市災害相互応援協定	1 件 (R5)	現状維持
		町内会加入率	55. 9% (R5)	55. 9% (R9)
		地域活動に参加した市民の割合	27. 8% (R5)	50% (R9)
		地域まちづくり推進事業補助金・負担金の交付 件数	67件 (R5)	67件 (R9)
		災害ボランティアの登録者数	140名 (R6)	200名 (R11)